

令和7年関川村議会3月（第3回）定例会議会議録（第1号）

○議事日程

令和7年3月6日（木曜日） 午前10時 開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 議会運営委員長報告
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 一般質問
- 第 5 議案第 5号 関川村おおしま交流館の設置及び管理に関する条例の制定について
- 第 6 議案第 6号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 第 7 議案第 7号 関川村地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の全部を改正する条例
- 第 8 議案第 8号 関川村議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
- 第 9 議案第 9号 関川村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
- 第10 議案第10号 関川村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- 第11 議案第11号 関川村一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 第12 議案第12号 関川村技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例
- 第13 議案第13号 関川村国民健康保険診療所勤務医師の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 第14 議案第14号 財産の交換、譲与、無償貸与等に関する条例の一部を改正する条例
- 第15 議案第15号 関川村消防団の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例
- 第16 議案第16号 関川村公共下水道条例の一部を改正する条例
- 第17 議案第17号 関川村農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例
- 第18 議案第18号 関川村簡易水道事業条例の一部を改正する条例
- 第19 議案第19号 関川村ホームヘルパー派遣に伴う費用徴収条例を廃止する条例
- 第20 議案第20号 過疎地域持続的発展計画の変更について
- 第21 議案第21号 女川東部辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
- 第22 議案第22号 朴坂辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
- 第23 議案第23号 桂辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について

- 第 2 4 議案第 2 4 号 霧出南部辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
- 第 2 5 議案第 2 5 号 七ヶ谷南部辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
- 第 2 6 議案第 2 6 号 片貝辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
- 第 2 7 議案第 2 7 号 金丸辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
- 第 2 8 議案第 2 8 号 村道路線の変更について
- 第 2 9 議案第 2 9 号 令和 6 年度関川村一般会計補正予算（第 1 3 号）
- 第 3 0 議案第 3 0 号 令和 6 年度関川村国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 第 3 1 議案第 3 1 号 令和 6 年度関川村国民健康保険関川診療所特別会計補正予算（第 3 号）
- 第 3 2 議案第 3 2 号 令和 6 年度関川村介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 第 3 3 議案第 3 3 号 令和 7 年度関川村一般会計予算
- 第 3 4 議案第 3 4 号 令和 7 年度関川村国民健康保険事業特別会計予算
- 第 3 5 議案第 3 5 号 令和 7 年度関川村国民健康保険関川診療所特別会計予算
- 第 3 6 議案第 3 6 号 令和 7 年度関川村介護保険事業特別会計予算
- 第 3 7 議案第 3 7 号 令和 7 年度関川村後期高齢者医療特別会計予算
- 第 3 8 議案第 3 8 号 令和 7 年度関川村宅地等造成特別会計予算
- 第 3 9 議案第 3 9 号 令和 7 年度関川村有温泉特別会計予算
- 第 4 0 議案第 4 0 号 令和 7 年度関川村下水道事業会計予算
- 第 4 1 議案第 4 1 号 令和 7 年度関川村簡易水道事業会計予算
- 第 4 2 同意第 1 号 関川村教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 第 4 3 同意第 2 号 関川村教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

-
- 第 1 会議録署名議員の指名
 - 第 2 議会運営委員長報告
 - 第 3 諸般の報告
 - 第 4 一般質問
 - 第 5 議案第 5 号 関川村おおしま交流館の設置及び管理に関する条例の制定について
 - 第 6 議案第 6 号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
 - 第 7 議案第 7 号 関川村地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の全部を改正する条例
 - 第 8 議案第 8 号 関川村議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
 - 第 9 議案第 9 号 関川村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

第 1 0	議案第 1 0 号	関川村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
第 1 1	議案第 1 1 号	関川村一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
第 1 2	議案第 1 2 号	関川村技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例
第 1 3	議案第 1 3 号	関川村国民健康保険診療所勤務医師の給与に関する条例の一部を改正する条例
第 1 4	議案第 1 4 号	財産の交換、譲与、無償貸与等に関する条例の一部を改正する条例
第 1 5	議案第 1 5 号	関川村消防団の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例
第 1 6	議案第 1 6 号	関川村公共下水道条例の一部を改正する条例
第 1 7	議案第 1 7 号	関川村農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例
第 1 8	議案第 1 8 号	関川村簡易水道事業条例の一部を改正する条例
第 1 9	議案第 1 9 号	関川村ホームヘルパー派遣に伴う費用徴収条例を廃止する条例
第 2 0	議案第 2 0 号	過疎地域持続的発展計画の変更について
第 2 1	議案第 2 1 号	女川東部辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
第 2 2	議案第 2 2 号	朴坂辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
第 2 3	議案第 2 3 号	桂辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
第 2 4	議案第 2 4 号	霧出南部辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
第 2 5	議案第 2 5 号	七ヶ谷南部辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
第 2 6	議案第 2 6 号	片貝辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
第 2 7	議案第 2 7 号	金丸辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
第 2 8	議案第 2 8 号	村道路線の変更について
第 2 9	議案第 2 9 号	令和 6 年度関川村一般会計補正予算（第 1 3 号）
第 3 0	議案第 3 0 号	令和 6 年度関川村国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）
第 3 1	議案第 3 1 号	令和 6 年度関川村国民健康保険関川診療所特別会計補正予算（第 3 号）
第 3 2	議案第 3 2 号	令和 6 年度関川村介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）
第 3 3	議案第 3 3 号	令和 7 年度関川村一般会計予算
第 3 4	議案第 3 4 号	令和 7 年度関川村国民健康保険事業特別会計予算
第 3 5	議案第 3 5 号	令和 7 年度関川村国民健康保険関川診療所特別会計予算
第 3 6	議案第 3 6 号	令和 7 年度関川村介護保険事業特別会計予算
第 3 7	議案第 3 7 号	令和 7 年度関川村後期高齢者医療特別会計予算
第 3 8	議案第 3 8 号	令和 7 年度関川村宅地等造成特別会計予算
第 3 9	議案第 3 9 号	令和 7 年度関川村有温泉特別会計予算

第 4 0 議案第 4 0 号 令和 7 年度関川村下水道事業会計予算

第 4 1 議案第 4 1 号 令和 7 年度関川村簡易水道事業会計予算

第 4 2 同意第 1 号 関川村教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

第 4 3 同意第 2 号 関川村教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

○出席議員（9名）

1 番	小 澤 仁 君	2 番	加 藤 つや子 君
3 番	川 崎 哲 也 君	4 番	近 敬 志 君
6 番	加 藤 和 泰 君	7 番	高 橋 正 之 君
8 番	菅 原 修 君	9 番	平 田 広 君
1 0 番	鈴 木 紀 夫 君		

○欠席議員（1名）

5 番	近 壽 太 郎 君
-----	-----------

○地方自治法第 1 2 1 条の規定により出席した者

村 長	加 藤 弘 君
教 育 長	津 野 庄 一 郎 君
政策監兼総務課長	野 本 誠 君
地 域 政 策 課 長	米 野 哲 弘 君
脱炭素推進室長	大 島 祐 治 君
住 民 税 務 課 長	田 村 清 洋 君
健 康 福 祉 課 長	渡 邊 浩 一 君
健康福祉課参事	佐 藤 恵 子 君
診 療 所 事 務 長	須 貝 博 子 君
農 林 課 長	渡 邊 隆 久 君
建 設 課 長	富 樫 吉 栄 君
教 育 課 長	熊 谷 吉 則 君

○事務局職員出席者

事 務 局 長	河 内 信 幸
議会事務局主任	星 拓 也

午前１０時００分 開 会

○議長（小澤 仁君） おはようございます。

ただいまの出席議員は９名です。定足数に達していますので、これより令和７年３月第３回関川村議会定例会議を開会いたします。

５番、近 壽太郎さんから欠席の届出がありました。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

議事進行によりしくご協力をお願いします。

例規集等の閲覧のため、議員及び執行部の皆さんにのみ、議場におけるタブレット端末等の使用を許可します。

日程第１、会議録署名議員の指名

○議長（小澤 仁君） 日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会議の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、８番、菅原 修さん、９番、平田 広さんを指名します。

日程第２、議会運営委員長報告

○議長（小澤 仁君） 日程第２、議会運営委員長の報告を行います。

議会運営委員長から、本定例会議の会議日程（案）及び議案の取扱いについて報告をお願いします。議会運営副委員長。

○議会運営副委員長（鈴木紀夫君） おはようございます。

本定例会議の会議日程及び議案の取扱い等について申し上げます。

去る２月25日、令和７年３月（第３回）定例会議の運営について、役場第２会議室において、委員及び議会事務局職員出席の下、議会運営委員会を開催しました。

その協議の結果について報告します。

最初に、会議日程については、お手元に配付の会議日程表（案）のとおりです。

まず、本日の会議では、会議日程の決定後、諸般の報告を行い、その後、村長の施政方針説明、一般質問、各議案の上程を行います。

なお、令和７年度各会計の予算審査については、予算審査特別委員会を設置して審議を行います。

７日は、引き続き本会議を開会し、各議案の上程を行います。本会議終了後から、10日及び11日まで予算審査特別委員会を開催し、令和７年度各会計当初予算の審査を行います。11日の予算

審査特別委員会終了後、常任委員会を開催し、付託議件の審査を行います。12日から14日まで及び17日は、議案調整及び委員長の事務整理日とします。18日火曜日は、午後1時30分から常任委員会を開催し、付託議件の調査を行います。その後、午後3時から本会議を開会し、各委員長から委員会審査の報告を受けた後、即決を行います。なお、追加議案が上程された場合は、当日審議をし即決とします。

次に、議案の取扱いについて申し上げます。

議案第5号から議案第19号まで、15件は、条例の制定・改廃案件です。

議案第5号から第8号、議案第14、15号及び19号まで、7件はそれぞれ単独上程し、提案理由の説明を求め、質疑・討論を行い、採決とします。

議案第9、10号は、一括上程し、提案理由の説明を求め、質疑・討論を行い、即決とします。

同様に、議案第11号から第13号についても一括上程し、提案理由の説明を求め、質疑・討論を行い、即決とします。

議案第16号から議案第18号まで、一括上程し、質疑の後、所管の産業建設常任委員会に付託します。

議案第20号は、過疎計画の変更案件です。単独上程し、質疑の後、所管の総務厚生常任委員会に付託します。

議案第21号から議案第27号まで、7件は、辺地計画の策定案件です。一括上程し、質疑の後、所管の産業建設常任委員会へ付託します。

議案第28号の村道路線の変更案件及び議案第29号から第32号まで、令和6年度各会計の補正予算案件については、それぞれ単独上程し、提案理由の説明を求め、質疑・討論を行い、即決とします。

議案第33号から41号まで、9件は、令和7年度各会計の当初予算案件です。一括上程し、提案理由の説明を求めます。その後、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置して、これに付託します。

同意第1号と同意第2号は人事案件です。一括上程し、提案理由の説明を求め、質疑・討論を行い、即決とします。

次に、一般質問について申し上げます。

一般質問の通告は2月18日正午で締め切り、6名の方が本定例会議において質問を行います。

最後に、議員派遣は4月から来年3月までに派遣が必要なものを一覧にして議長提案といたします。

以上で報告を終わります。

○議長（小澤 仁君） ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤 仁君） 質疑なしと認めます。副委員長、ご苦労さまでした。

お諮りします。本定例会議の会議日程は、議会運営委員長報告のとおりとしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤 仁君） ご異議なしと認めます。したがって、本定例会議の会議日程は、お手元に配付の会議日程表のとおり決定しました。

日程第3、諸般の報告

○議長（小澤 仁君） 日程第3、諸般の報告を行います。

地方自治法第235条の2第3項の規定により、令和7年2月分の例月出納検査結果報告書が提出されています。議員控室に保管していますので、ご覧ください。

以上で諸般の報告を終わります。

村長から、定例会議開会に当たり、挨拶と施政方針説明について申出がありました。これを許可します。村長。

○村長（加藤 弘君） 関川村議会3月定例会議において、令和7年度の各会計予算をはじめとした諸議案の審査をお願いするに当たり、村政運営に臨む所信の一端と施策の概要を述べ、議員各位並びに村民の皆様にご理解、ご協力を賜りたいと存じます。

人口減少や人口構造の変化、情報化の進展など、私たちを取り巻く環境は、目まぐるしく進展しております。加えて、コロナ禍が一定の落ち着きを見せたものの不安定な国際情勢に起因するエネルギー価格や物価の高騰、円安の進行などで、これまでに経験したことのない難局に直面しております。

村では、こうした課題とともに村独自の課題にもきめ細やかに対応し、村民の皆様から支持される将来に希望が持てる村づくりを進めてまいります。

喫緊の課題への対応についてご説明をいたします。

物価高対策についてですが、今ほど述べましたようにエネルギー・食糧等の価格の高騰は、村民生活や地域経済に大きな影響を与えているところです。村としましては、特に影響の大きい低所得者世帯や事業者等に対する支援措置を、令和6年度補正予算において講じてきたところですが、新年度におきましても、物価高が村民・村内経済に与える影響を注視し、必要な対策を講じてまいります。

次に、令和4年8月の豪雨災害への対応についてですが、被災をした村の施設の復旧につきましては、概ね完了することができました。

今後の治水対策ですが、特に甚大な被害を受けた高田地区では、前川・太田沢川を特定都市河川に指定をしていただいて流域治水の考えのもと河川管理者である県と調整を図りながら今後の治水対策を進めてまいります。関係する流域の皆様にはご理解をいただきますようお願いを申し上げます。

湯沢地区においては、砂防ダムの整備に向けて国の調査が行われており、そのほか土砂災害対策、浸水被害の軽減対策が必要な地区については、国や県と連携を図りながら取り組んでおります。

令和7年度は、「第6次関川村総合計画・総合戦略」計画の最終年度にあたります。

それでは、令和7年度の主な取組につきましてこの計画区分に沿ってご説明をいたします。

初めに、住みよい暮らしのための取組、安全安心な暮らしの確保についてです。

近年、頻発化・激甚化する豪雨の影響により、全国各地で想定を超える浸水被害が多発しており、日頃からの防災への備えや円滑・迅速な避難の重要性を改めて感じているところです。防災訓練を通じて自助、共助、公助それぞれの役割を再認識する機会といたします。

洪水ハザードマップについては、荒川・大石川に加え、新たに女川・鍬江沢川等荒川水系の流域版洪水ハザードマップを作成し、関係する集落に配布して防災対策に役立ててまいります。

防災無線につきましては、更新時期を迎えており、現在、全戸配布しております個別受信機をタブレット型端末に入れ替えます。災害発生時に村が発信する防災情報を迅速かつ正確に入手できるよう操作方法を村民の皆様丁寧に説明をしながら機器の更新を進めてまいります。

次に、交通対策についてですが、米坂線の復旧につきましては、JR、新潟・山形両県、沿線自治体の間で協議を進めているところです。しかし、復旧費用の負担に加え人口減少や施設の老朽化が進む中、復旧後の多額の維持・運営費の負担が課題となっています。被災から3年目となりますので、新潟県としっかり連携をし、具体的な方向性を見いだしてまいるように努めてまいります。

路線バスの運行につきましては、バス会社の運転員不足により、これまでどおりの運行が難しくなったため、大幅な見直しをすることとなりました。

女川線・川北線はバス会社へ運行委託を行いバス路線を維持いたします。七ヶ谷線・霧出線・鍬江沢線につきましては、デマンドタクシー「えぶり号」を定時便として運行し、バスの代替といたします。さらに「えぶり号」の充実を図り、村の公共交通としての利便性を高めてまいります。

防犯対策についてですが、近年高齢者や未成年を標的とした犯罪が多様化しております。住民が犯罪に巻き込まれないよう引き続き啓発活動に努めてまいります。

次に、道の駅についてです。

道の駅は、温泉施設のほか運動施設や文化財などが隣接する他に類のない恵まれた立地環境にあり、大型遊具の完成も相まって昨年は大勢の家族連れなどで賑わいました。

村民から要望の多いコンビニの出店については、これまで誘致を進めてまいりましたが、このた

び、ローソンさんが出店することとなり、詳細を調整をしております。これにより、道の駅はさらなる集客が見込まれることからアチーロを解体し、駐車場用地として活用する予定です。

次に、地域を担う産業の振興のための取組です。

初めに、村の基幹産業である農業についてです。

現在進められております女川地区ほ場整備事業や新堀用水路改修事業の早期完成、さらに鮎谷、大島沢田地区の新規ほ場整備事業などについて、土地改良区と連携をして進めてまいります。

今後10年間の地域農業の設計図となる地域計画に基づいて、関係機関と連携し、将来に向けた地域での検討と実践活動を支援してまいります。とりわけ、本村農業の中心となる米生産者の確保・育成のため、生産性の向上や継続的な営農体制の構築に向けた取組を農家や地域の皆さんと対話しながら進めていきたいと考えております。

また、東京で行列のできるおにぎり専門店「ぼんご」さんは、関川村のコシヒカリをお使いいただいております。そんな縁で、「ぼんご」さんの協力を得て都内で人気のおにぎり講座を開催するほか「ぼんご」さんの店舗でも関川村をPRできないかと思っているところです。こうした取組を通じ、関川村産コシヒカリのブランド力向上、さらにはふるさと納税の促進に繋げていきたいと考えております。

次に、林業振興についてです。

村では、森林経営計画に基づき、村が事業主体となって森林事業の施業に取り組むとともに森林林業分野におけるJークレジット制度への取組を進めるほか、森林環境譲与税などの財源を有効に活用し、森林振興施策を推進してまいります。

次に、観光振興についてです。

観光施設への入込数は、コロナ禍前の水準まで緩やかではありますが戻りつつあります。「観光振興計画」に基づき、関係団体等とも連携を図りながら継続的に観光施策を推進し、賑わいのある村づくりの実現に向けて取り組んでまいります。

また、観光振興にはインバウンド需要の取組が欠かせない時代となってきました。民間からの外部人材を招聘し、渡邊邸をはじめとした村の魅力をインバウンド需要に繋げる取組も展開していきたいと考えております。

商工業の振興につきましては、引き続き商工会の運営を支援し、事業者の持続的発展に繋げてまいります。また、インバウンド対策、キャッシュレス化、設備の省エネ化などに取り組む事業者を応援してまいります。

村内での起業については、昨年同様、支援をするとともにすでに起業した事業者が地域に根差した事業を安心して継続できるよう商工会とも連携をしながらフォローアップに努めてまいります。

脱炭素についてですが、国や新潟県では、2050年までに温室効果ガス排出の実質ゼロを目指す取

組を進めております。

村でも、豊かな自然や資源を活用し、地域活性化を念頭に置きながら脱炭素に資する事業を進めているところです。

現在、村民会館などの公共施設の照明、空調設備の省エネ化をはじめ、太陽光発電、小型風力発電設備を順次設置しております。今後は、これら再エネ電源の有効活用と災害時における安定的な電力確保のため、自営線や蓄電池の設置を進め、分散型電源によるエネルギーの地産地消を進めてまいります。

なお、木質バイオマス発電など未着手の事業については、事業化の熟度が高まった段階で、補正予算を計上し、審議をお願いしたいと思っております。

次に、交流から定住へ促すための取組です。

人口減少が進む中、地域活力の維持や地域経済の活性化を図るためには、交流人口や関係人口の拡大が極めて重要です。引き続きSNSなどにより、地域の情報や魅力を積極的に発信するとともに空き家マッチングツアーを通じて定住への取組を進めてまいります。

旧大島保育園では、本年4月から通信制高校「令和関谷学園」が開校される運びとなりました。村としては、これを都市との交流の機会と捉え令和関谷学園とも連携を図りながら都市との交流や移住促進の取組を進めてまいります。

空き家バンクについては、平成28年から61件がバンクに登録され、30件が売買または賃貸につながり、年々空き家の利用が増えております。今後も新規空き家の掘り起こしを進め、空き家バンクの充実・利用促進に取り組めます。

また、住宅として活用が望めない空き家については、解体撤去を促し、防災・衛生・景観など周辺環境に悪影響を及ぼさないよう努めてまいります。

次に、切れ目のない子育て支援の取組です。

保育園につきましては、昨年度、大島、下関両保育園を統合しました。統合後の「関川なないろ保育園」では、おむつの無償提供や完全給食などを実施し、保護者からは好評を得ております。

国や県でも、様々な子育て対策が検討されているところでありますので、村としてもこれらの対策に柔軟に対応し、保育サービスの充実を図ってまいります。

妊娠・出産・子育ての相談にはきめ細かに対応いたします。特に、妊婦とその家族が子育てを学ぶ機会を支援し、妊婦同士の交流にも繋げてまいります。

また、分娩が坂町病院に続き村上総合病院も休止になり、分娩可能な医療機関が遠くなったため、妊産婦の負担軽減を図るための支援を行います。

次に、みんなが生き生きと暮らせるための取組です。

初めに、健康づくりについてですが、今年度は、「第2次健康せきかわ21」の最終年度になります。

す。そのため、これまでの取組についての評価を行い国の「第3次健康日本21」を踏まえ村の実情に沿った次期計画を策定いたします。

また、住民自らが健康づくりに取り組む機運の醸成を促すとともに高血圧や糖尿病などの方に生活習慣改善の啓発を行い、慢性腎臓病などへの重症化予防に努めてまいります。

さらに、加齢により心身が衰える「フレイル」の状態になっている方を把握し、リスクが高い方には、介護分野と連携をするとともに村民の傾向を分析し、今後の予防対策に活用してまいります。

特定健診やがん検診については、人口減少に伴う健診体制の確保と受診率向上のため、複数の検診を同時に受けられるようより受診しやすい体制づくりに努めます。

また、生き生きと生活するためには、体の健康だけでなく心の健康も重要です。ストレスとの向き合い方や相談窓口の周知、気づきや見守りができるゲートキーパーを養成するとともにハイリスク者に対しては、関係機関と連携し、支援を行ってまいります。

介護保険事業についてですが、介護認定率や給付費は、「関川村高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画」で示した範囲内で推移をしております。

介護予防事業については、特に男性参加が少ないため、男性が参加しやすい取組を推進いたします。今後も、介護予防をはじめとした高齢者の健康づくりに努めてまいります。

社会福祉協議会と連携した取組についてですが、村からの委託事業である重層的支援体制整備事業がスタートし、ひきこもりの相談については、関係機関とも連携し、様々な対策や支援を講じているところです。

また、認知症などにより判断能力の低下した方などを支援するため、新たに成年後見制度の体制整備を進め、重層的支援体制の整備と併せて、包括的な相談支援体制の構築を図ってまいります。

次に、医療の確保についてです。

医療を取り巻く環境は、少子高齢化による人口構造の変化や医師の偏在による医師不足や医師の働き方改革など、日本の医療は様々な課題を抱えております。村民がお世話になっております坂町病院や村上総合病院でもこうした課題に対応すべく経営改革に取り組んでいるところです。

村としましては、引き続き様々な機会を通じ、この地域で持続可能な医療が確保されるよう努めてまいります。

ふるさとを愛する取組についてですが、少子化が進む中、いかに若者が村にとどまるかまた、戻ってくるかが大きな課題となっております。雇用の拡大や産業振興はもちろんですが、次代を担う子どもたちのふるさとを愛し、誇りに思う心の育成や村内の起業家などの生き方を学ぶことも重要です。

幼少期から村の豊かな自然、歴史や文化、産業に触れたり、村で活躍している大人の方との交流を深めるなど教科以外の学習活動も展開してまいります。

小・中学校においては、GIGAスクール構想に基づいて整備をした1人1台タブレット端末の更新を行います。引き続き、授業で活用するとともに、毎日の家庭学習や臨時休業時におけるオンライン授業にも活用してまいります。

社会に開かれた教育課程の実現のため、関川村地域学校協働本部の活動を充実させるとともに、少子化の現状を踏まえ、保育園・小学校・中学校、「保・小・中連携プログラム」の取組を継続・強化してまいります。

また、現在中学校が担っている部活動については、指導者を確保したうえで、段階的に地域へ展開しているところです。国が定める令和8年度の休日の地域展開が円滑に行われるよう、引き続き取り組んでまいります。

関川中学校は、災害時の避難所に指定されていることもあり、教育環境の視点も含め、特別教室等への空調設備の整備について検討を進めます。

生涯学習についてですが、村では、スポーツや文化、家庭教育分野など幅広く事業を展開しているところです。引き続き事業評価を行うとともに、村民ニーズに耳を傾けながら環境を整え、事業に取り組んでまいります。

次に、無駄のない行財政の運営のための取組です。

健全で安定的な行財政運営を行っていくためには、職員の職務遂行能力、意欲の向上、組織力の向上が重要です。研修への参加促進や職員を成長させる人事評価など、職場が活性化する取組を進めます。

また、現在職員だけでは対応が難しい分野については、地域おこし協力隊や集落支援員、民間人材派遣など、国の制度を活用し、外部人材を登用してまいります。

行政情報の発信については、広報やホームページに加え、SNSなど多様な媒体の活用が重要です。これまで、関川村への興味や関心が高まるよう、地域おこし協力隊の力を借りながら、情報発信に工夫をしております。引き続き、必要な改善を加え質の高い情報発信に努めてまいります。

行政手続の利便性の向上を図るため、オンライン申請、マイナンバーカードを活用した諸証明のコンビニ交付にも引き続き取り組んでまいります。

ふるさと納税は、村の貴重な財源となるだけでなく、地域経済にも好影響を与えております。このため、寄附の拡大に向け、納税サイトの拡充や企業への訪問、返礼品レビューキャンペーンの実施などに取り組んでまいりました。

こうした中、現在、村の一番の返礼品であるお米が品切れの状態にあり、お米の確保が急務となっております。今後は、新たにJA北新潟とも連携を図りながら、ふるさと納税の取組の強化を行ってまいります。

老朽・遊休施設の対策についてです。

保育園の統合によって空き施設となった旧大島保育園は、子供たちの居場所やお弁当配達事業の拠点として、また旧女川保育園はお総菜屋としてご利用いただいております。また、旧安角小学校は、地域住民が活性化事業に積極的に取り組んでおり、その活動拠点となっております。

高瀬の旧むつみ荘については、大したもん蛇の保管場所として活用し、観光客等が外から観覧できるよう工夫できないかと考えているところです。

そのほかにも、旧小学校をはじめとした遊休施設が多数あります。鋭意工夫を凝らして施設の有効利用に努めてまいりますが、老朽化によって利用の継続が難しい施設で緊急対応の必要がある場合には、施設の解体を含め施設の整理・統合を図ってまいります。

新年度の予算編成についてですが、令和4年8月豪雨の災害復旧工事の財源として多額の村債を発行しており、その償還が本格的に始まります。加えて物価高の影響も顕著に現れているほか、各種システム経費など固定費が年々増加をしております。こうした中であって、脱炭素の事業や防災タブレットの更新など村の安全安心対策、村の活性化に資する事業には、予算を確保する一方で、緊急性のない新規事業は極力抑制し、既存の事務事業も有効性などの観点から見直しを行いました。

今後とも、事業のさらなる選択と集中、事務事業の見直しを継続的に行うとともに、ふるさと納税など歳入増の取組をしっかりと進め、持続可能な行財政運営に努めてまいります。

上下水道事業については、人口減少が料金収入の減に直結し、事業会計の経営に大きな影響を及ぼしているほか、施設の老朽化への対応という課題も残されております。こうした現状を踏まえ、住民代表で構成する検討委員会で議論をしていただき、料金改定の答申をいただいたところです。村としては、この答申に基づき、10月を目途に料金改定を行いたいと考えております。

なお、上水道料金の改定は30年ぶり、下水道料金の改定は初めてとなりますので、住民の皆さんには、その必要性や具体的な改定内容についてご理解をいただけるよう、分かりやすく説明してまいりたいと思います。

人口減少が全国的に加速をしており、当村においても私が就任をいたしました2017年、平成29年の年末には5,822人だった人口が、昨年末には4,691人と、7年間で1,131人減少したこととなりました。残念ながらこの流れを止めることは容易ではありません。こうした現実を見据え、村の将来をしっかりと描きながら、行政を進めてまいります。

また、小さな村だからこそ、顔の見える行政、みんなが主役の村づくりを進めることが可能だと思います。引き続き、村民の皆様が安心して未来に希望を持って暮らすことができるよう、村の先頭に立ち、全力で取り組んでまいります。

村議会議員各位をはじめ、村民の皆様のご理解、ご協力をお願いし、令和7年度の施政方針説明とさせていただきます。

○議長（小澤 仁君） 以上で、村長の挨拶と施政方針説明を終わります。

日程第4、一般質問

○議長（小澤 仁君） 日程第4、一般質問を行います。

質問の通告者は6名です。発言を許可します。

初めに、6番、加藤和泰さん。質問を許可します。

○6番（加藤和泰君） 6番、加藤です。

J R米坂線の復旧。

令和4年8月の県北豪雨でJ R米坂線が被災し、運休してから3年になろうかとしています。これまで何度か、J R、国土交通省、新潟山形両県沿線自治体による復旧検討会議が開催されてきました。

J R東日本新潟支社は、復旧後の運営について4つの案を示しています。

①J R直営。②上下分離方式。③地域が運営する鉄道、第三セクター。④バス転換。

このうち、①のJ R直営は、J R東日本新潟支社は、民間事業者として「持続可能性の観点」から厳しいとの見解を示しています。

これまでの会議の経過を様々な報道から読み取ると、J R東日本新潟支社の考えと、沿線自治体の考えには大きな隔たりがあると感じます。

また、鉄道による復旧が望ましいとの見解は同じくとも、新潟県側の考えと山形県側の考えには違いがあるのではないかと思います。

村長は、J Rが示した4つの案についてどのように考えるか伺います。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。村長。

○村長（加藤 弘君） 加藤議員のご質問にお答えをいたします。

J R米坂線については、これまで復旧検討会議が4回開催され、その際に、議員がご指摘のとおり、J R側から、J Rによる直営、上下分離方式、第三セクターなどによる地域での運営、バス転換の4つの案が示されております。

まず、1案のJ R直営での運行についてですが、これは災害復旧後、これまでどおりJ Rが運行する案であり、私としてはこの案がベストであるとは考えております。しかしながら、J Rからは、現状では直営による復旧は厳しいという見解が示されております。

次の2案の、2つ目の案の上下分離方式ですが、これは線路等鉄道施設の維持管理を地方自治体が担いまして、J Rは電車の運行を担うという案でございます。昨年11月に開催されました第4回の復旧検討会議の場で、この方式を取った場合の維持管理費として、坂町駅から小国駅まで、年間最大約6億円程度の地元負担が必要だという試算が示されました。他県では、地元負担を実質的にはほぼ県が負担しているという事例や、県と関係市町村がそれぞれ負担している事例がありますが、

仮に村に新たな負担を求められる場合には、村の財政状況が年々厳しくなる中で、極めて慎重に判断をしなければならないと考えております。

案の3の地域運営、第三セクター方式や、案の4のバス転換につきましては、これを担う運営主体が誰なのか、誰が運営するのか、あるいは地元の負担がどうなるのかといったことが不明であり、判断できる状況にはございません。

いずれの案にしましても、国の支援が不可欠と考えておりますので、その動向を見極めつつ、ＪＲと新潟山形両県が協力しながら、この4つの案を具体的に比較検討できるようにブラッシュアップしてもらいたいと思っております。村としては、その上で村民の意向を踏まえつつ、村の将来にとってどの方向がベストなのかを私としても判断していきたいと考えております。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。加藤さん。

○6番（加藤和泰君） ありがとうございます。関川村の現状を考えますと、今もバスでライフライン輸送しているわけですが、高校生の利用が圧倒的に多いという中で、関川村の公共交通をしっかりと維持、確保していただきたいという思いで再質問に入らせていただきたいと思います。私も村長と同じように、1案のＪＲ直営がベストであると誰もが思うようでありますけれども、そんな中で、まず復旧費。当初はＪＲから86億円かかりますということで発表がありますけれども、令和5年4月にそういう報道があったんですけれども、今様々な人材不足、それからコストが高騰している中で、あれから2年経過して、はたして有効な数字なのかどうかを検証する必要があるのではないかと考えますが、村長はどのように考えますか。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。村長。

○村長（加藤 弘君） 議員にお話しいただきましたとおり、その当時86億円ですから、かなりその額が増えているのかなとは思います。ただ、その86億円が96億円になったら状況が変わるかという、あまり変わらないので、その部分の議論を集中するより、今の前提の中でどういう対応をするのか協議を進めることの方が重要ではないかなと思っております。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。加藤さん。

○6番（加藤和泰君） 私もこれ、米坂線のいろんな報道を気にして見てはいるのですが、山形県のいろんな報道を見ると、新潟県側の人が入らない中で、山形県側でいろいろ協議をしているとかという報道もあって、この米坂線の沿線自治体、もちろん新潟県、関川村も入るわけですが、事務的な、またはトップレベルで、ＪＲが入らないような会議を開催したりしている経緯はあるのでしょうか。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。村長。

○村長（加藤 弘君） 山形県がどういう対応をしているかは全然見えてきません。私どもの県、新潟県は、今現行の復興スキーム、地元負担がかなり厳しいということで、何度も国の方に、国交省

であり、あるいは総務省の方に、地元負担軽減のための具体案を示して知事にも要望してもらっております。ただ、山形県については、その辺が全然動いているのかさっぱり見えてこないというのが実態でございます。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。加藤さん。

○6 番（加藤和泰君） 今ほどお話があったのですが、そういうことでは困るのではないかなというのも感じるところでありまして、新潟山形両県にまたがっている路線なものですから、なかなか難しいし、それぞれの考えもあるのは分からないのですが、今日、新潟日報の朝刊にも県議会でのこの議論の記事が掲載されていたのですが、ＪＲが第三セクター、それからバス転換した場合の費用がどれぐらいかかるかというのをなかなか示してこなかったのですが、県議会としてはやはりそれをＪＲの方で計算を出してもらいたいというような報道が紙面に載っていました。

何か山形県の方は第三セクターも受け入れないでもないとかというのがいろいろ出てきたりするのですが、その辺はやはり両県で足並みをそろえていく必要性がすごくあるんじゃないかなと思うのですが、今後どのように進めていかれるのかお聞きします。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。村長。

○村長（加藤 弘君） 他県の復旧事例を見ましても、基本的には県主導でやっています。私は、ほかの事例も見ましたが、一町村がそれぞれ言ってもそれぞれ意見が違いますし、最後にまとめるのは県のレベルになります。当然、我々は県とは情報共有しながら、この前も私、知事に会ってきて私の意見も述べましたが、情報は知事に上げますが、やはり県が国あるいはＪＲにどういう形で協議を進めていくかというのは極めて重要になってきます。

知事も、新潟県も山形県とは、詳細は分からないのですが話はしているようですが、ちょっと情報は伝わってこないのですが、いずれにしても、県主導でＪＲや国と協議を進めていくために一致団結するというのが大事なと私も思っております。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。加藤さん。

○6 番（加藤和泰君） ありがとうございます。1から4の案の中で気になって見ていたのがありまして、4のバス転換についてなのですが、これはどうやらＪＲが考えるバス転換というのは、路線バスに転換しますというような資料が一部報道にあったのですが、例えば関川において新潟交通観光バスさんが、このたび路線の一部を撤退するような運びになるわけなのですが、全国でバス会社の乗務員不足や地方のバス路線が不採算であることから、減便や撤退の報道がある中、仮にバス転換になった場合、路線バス方式だと運営できるバス会社があるのか。そして、もし運営したとしても、やがて撤退するのではないかと不安がありますけれども、この辺については、今、鉄路という復旧を第一に考えている中ではありますけれども、最悪の最悪、このバス転換に

なった場合、路線バスというのはどうしても避けるべきではないかと思うのですけれども、どのように考えますでしょうか。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。村長。

○村長（加藤 弘君） 我々、一番大事なのは、地域公共交通をどんな手段であれしっかり守って、住民が不便にならないようにするというのは我々のミッション、務めであるわけです。前の新潟支社長とお会いしたときには、おっしゃったのが、かなり復旧に多額の費用がかかります。今、関川村の利用者はほとんど通学ですね。仮に今すぐ復旧して5年後になったときの子供たちの数はどれぐらいでしょうかねと、そう考えたときに、今の大型の大きなバスをそのために持つのがいいのか、もう少しバスのようなものがいいのかね、という話をおっしゃいまして、ただ、我々はこの地域から逃げることはいたしませんという話をしっかり私は聞いているんですね。

今回、ＪＲが示したバス転換については、誰が運行するかということが全然書いていないのですけれども、私は鉄道事業者の費用が高くつくということでバスに転換するということであれば、それは当然ＪＲが責任を持ってやるのがもう大前提で、ＪＲがそれを責任放棄してどこかのバス会社にやってくださいというのは、これは断じて私は許せないものですし、そこはＪＲにしっかり、仮にそうなったとしても、対応してもらうべきだと私は考えています。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。加藤さん。

○6番（加藤和泰君） 私もその災害当時のＪＲ東日本の小川支社長さんのニュースでも、どのような形になるにしてもＪＲ東日本としてこの地域から撤退することはないというふうに確かに申されていまして、私が今お聞きしたそのバス路線の場合についても、私も鉄路でできないという判断になった場合は、やはりＪＲの責任でバスなりタクシーなりを走らせていただくのが筋なんじゃないかなというふうに思います。その辺は、このことを前面に押し出して交渉はできないでしょうけれども、今後の交渉の過程の中でそういうタイミングが来たら、それは沿線の首長の皆さんがやはり団結してそういう交渉していきなさいいけないことも想定しなさいいけないのかなと思いますので、お願いしたいと思います。

いろいろお聞きしたのですけれども、最後にいま一度。できる限りＪＲ単独による鉄路による復旧を第一に協議を進めていただきながらも、村長からも先ほどお話がありました、将来にわたってこの地域の公共交通が確保されるように十分な議論がなされることを希望しまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（小澤 仁君） これで、6番加藤さんの一般質問を終わります。

次に、10番、鈴木紀夫さん。最初の質問を許可します。

○10番（鈴木紀夫君） 10番、鈴木紀夫です。

私からは、Ｊークレジット制度についての質問をさせていただきます。

国内で削減または吸収された温室効果ガスの量を国が認証するＪークレジット制度。現在、村は脱炭素先行地域にあることから、再生可能エネルギーの取組や森林経営活動、農業では環境に配慮した取組により発生するＪークレジットですが、村が事業主体となるか、もしくはＪークレジット仲介業者と連携しそれぞれの分野の財源として活用する考えがあるか伺います。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。村長。

○村長（加藤 弘君） 鈴木議員のご質問にお答えをいたします。

Ｊークレジットの取組についてですが、村が事業主体となって取り組むＪークレジットとしては、村所有の森林クレジット創出があり、令和７年度の登録に向けて準備を進めているところです。現在、森林クレジットの試算や森林整備計画の作成を業者に委託をしているところであり、年度末までに報告書としての成果品が納入されることとなります。今後、登録審査、クレジット量の検証、さらには販売先との調整などを行う予定としております。

また、農業では中干し期間延長によるＪークレジット創出が既に一部の農業者、村の農業者の中で行われております。村では、農業経営者自らが販売先を決め、クレジット販売による収入を得ることとなりますので、３月初めに、農家組合長経由で中干し延長によるクレジット創出のチラシを配布し周知をしたところでございます。

○議長（小澤 仁君） これで答弁を終わります。鈴木さん。

○10番（鈴木紀夫君） ただいまの答弁ですけれども、Ｊークレジット、村の村有林で発生したものを販売していくというような答弁でしたけれども、この村の村有林、村内に580ヘクタールほどあるわけですが、そのうち保安林が450ヘクタール、ほぼほぼ保安林というような形なのだと思いますけれども、こういった形でこの森林整備をされていくような計画になっているのでしょうか。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。農林課長。

○農林課長（渡邊隆久君） ただいまの質問にお答えします。

村内の森林計画については、今ほど村長の答弁でもありましたとおり、整備計画を今年度末までに計画いたしまして、それに基づいて次年度より整備を進めていくこととしております。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。鈴木さん。

○10番（鈴木紀夫君） 今年度中に計画が出てきて、それで進めるということでしたけれども、もう計画自体の概要なんかは全然出ていなかったのでしょうか。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。農林課長。

○農林課長（渡邊隆久君） 今回の計画については村有林を基本としておりますので、村有林のゾーニングといいまして、区画のことを最初に決めまして、そちらの方を順次整備していくというような計画となる方向としております。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。鈴木さん。

○10番（鈴木紀夫君）　ゾーニングということですが、一番まとまった村有林というのが安角にあると思うんですよ。あと幾地でしょうかね。あそこだったら手入れをしていけるような感じだと思うのですが、本当に具体的にどういったことをするとかというのはないですか。Ｊークレジットって、適正な管理をしないと発生しないものですから、することって決まってくると思うのですが、そういった計画は全然なかったということですか。

○議長（小澤　仁君）　答弁を求めます。農林課長。

○農林課長（渡邊隆久君）　森林組合とも協議をしながら、毎年の整備、間伐、主伐等を今までも行っております。こちらについて整備をする中で、クレジットの創出ができるということで今、委託の方でその辺のクレジット量の算出等、計画を立てているところでございます。

○議長（小澤　仁君）　答弁を終わります。鈴木さん。

○10番（鈴木紀夫君）　では、まだまだこれからだというようなことでよろしいですね。

それでは、中干しに対するＪークレジットですが、今回、中干しを延長することによってメタンガスの発生を抑えるというようなことで、それに対するＪークレジットが発生するということで、先ほどの答弁ですと、既にチラシを配布したということで、私のところにも確かに届いていました。昨日、今日と、農家の方から今朝も電話が来たのですけれども、これ、何ですかというようなことで、分からないと。確かにもう取り組んでいる農家さんはあるんですよ。上関の農家さんですともう既に支払いも、Ｊークレジットに対する支払いも多くなっています、40万円くらい、昨年、もう出たそうです。これを見ても、恐らく農家の方、個人でやっている小さな農家の方は分からないと思うのですが、これ、チラシだけではなく、説明というものはされていないのでしょうか。

○議長（小澤　仁君）　答弁を求めます。農林課長。

○農林課長（渡邊隆久君）　中干し延長によるＪークレジットの創出ですが、やはり適地・不適地というものもございますし、農業者の方の責任において取り組む事業となつてきますので、そういう興味がある方については、例えば農協さんに出荷しているとか、販売先といいますか、集荷団体の方に問い合わせていただければ詳しい説明もしていただけたと思いますし、またクレジットのプロバイダーといいますか、取りまとめする会社によって、算出に伴うクレジット、要は収入になりますけれども、それも変わってきますので、それぞれの販売先といいますか、集荷団体先の方に問い合わせてもらうのが一番確実な回答が出るのかなと思っております。

○議長（小澤　仁君）　答弁を終わります。鈴木さん。

○10番（鈴木紀夫君）　自家消費をされている農家さんは、どちらに確認したらよろしいでしょうか。

○議長（小澤　仁君）　答弁を求めます。農林課長。

○農林課長（渡邊隆久君）　自家消費されている方でクレジットの算出という方は、村の方に問合せ

をしていただければ、その取組の仕方とか、分かる範囲にはなりますけれども、アドバイスできるようにしていきたいと思っております。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。鈴木さん。

○10番（鈴木紀夫君） こういったことはチラシで、あとは農家さんにお任せですというんじゃないくて、これはせっかく、所得向上にもつながりますし、このＪークレジットで発生した環境配慮米、これは今後、この村のいろいろな宣伝にもなるし、今、施政方針説明もありましたとおり、お米をぼんごさんが提供して、環境配慮米をやっていきますというようなことでしたけれども、こういったことにつながってくると思うのですけれども、これはあと農協さんお任せ、どここの業者さんお任せではなくて、村が主導、主体となって進めていくべきだと思うのですが、その辺、どういふふうにお考えでしょうか。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。農林課長。

○農林課長（渡邊隆久君） 先ほどの森林Ｊークレジット、こちらの方は村の財産についてとなりますけれども、農業の方の中干し延長によるＪークレジットについては、やはり農業経営者さんの方の収支に関わることでありますので、例えば村の方から、プロバイダーの方を紹介ということがあれば紹介はしますけれども、ここにしてくださいとかそういうことはちょっと言いかねませんので、何かお聞きしたいことがあれば、農林課または農協、あと個人で販売されている方ですと、クボタさんとか、そういうところでもＪークレジットには取り組んでおりますので、聞いていただければと思います。

○議長（小澤 仁君） 村長。

○村長（加藤 弘君） 補足いたします。このＪークレジットの中干し延長とかによって、要は環境に優しい米を作ろうというのは、これはもう国の大きな方針の中で進めておりますし、我々の村も脱炭素先行地域ということで進めているわけですから、行政としてもその方向で音頭を取りたいとは思っております。

ただ、これを実施する場合に、大きな事業所と個人の場合というのはそれぞれそのための作業がありますので、作業が難しくて断念したという方もおられますし様々ですので、強制することでもできませんし、あるいはどこの事業者がいいですよとお勧めすることでもできないのですけれども、方向としては、これからそういう方向に村も進むべきものだと考えておりますので、言われたら説明をするということではなしに、極力こういう取組について農業者の皆様が、実施する、しないは別として、関心を持っていけるような方向で進めていきたいなと思っております。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。鈴木さん。

○10番（鈴木紀夫君） ありがとうございます。昨年の施政方針説明でも、この栽培、水稻栽培における中干し延長取組、これを進めて関川産米の新たな付加価値を創出していくというようなこと

で姿勢を出されていたわけですがけれども、あと残り一月ない中で、今までもう本当に進めなかったものがやっと進み出したのかなというような感じを受けております。これからもう急いで進めて、何とかこの農家の所得向上、またこの村のブランドというものを上げていっていただきたいなと思ひまして、1番目の質問を終わりたいと思います。

○議長（小澤 仁君） 鈴木さんの次の質問を許可します。

○10番（鈴木紀夫君） 次に、財源確保に向けた納税制度についてです。自治体にとっては様々な納税制度がありますが、会社法人のように利益の追求ができない自治体にとって、財源確保と地方創生に向けた有効な取組の可能性が高い納税制度について、以下の3点を伺います。

初めに、ふるさと納税についてですが、村はふるさと納税額1億円を目標にしており、その返礼品に米が主要品目となっておりますが、令和6年産米の不作等による品薄とそれに伴う価格の高騰、俗に言う令和の米騒動、これにより返礼品の6年産米は既に売り切れ状態です。地元生産者へ追加出品を依頼していますが、生産者は供出できない状態です。それもそのはず、6年産米に関しては、令和6年2月に生産計画し、6月には出荷契約を締結する関係上、余剰米がほぼない状態であります。

そこで、今後の米の返礼品については、今年度の6月までに7年産返礼品米先行予約及び先行定期予約にし、令和7年度の納税額の大幅アップを図れないか伺います。

次に、企業版ふるさと納税についてですが、令和3年12月に、当時議員の伊藤敏哉氏の一般質問で、企業版ふるさと納税についての問いに、行政サイドが不慣れで事業立案がされていない状況であるが、今後進めていきたいとの回答でした。あれから3年、現在、企業版ふるさと納税についての現状を追跡質問させていただきます。

最後に、自治体が応援してもらいたいプロジェクトや取組について寄附を募るガバメントクラウドファンディングという制度がありますが、これを利用し、村内にある様々な問題の解決に向けた取組を発信し、賛同者より寄附を募る考えの有無について伺います。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。村長。

○村長（加藤 弘君） 1点目の米の先行予約についてですが、議員がご指摘のとおり、米不足の中にあつては、米の先行予約に取り組むことは、ふるさと納税の期待に応える有効な取組と考えております。そのため、返礼品の米を提供していただいている農家の皆さんと相談し調整を進めているところであり、条件が整い次第、先行予約に取り組んでまいりたいと考えています。

また、J-クレジット創出に取り組んで栽培された環境配慮米をふるさと納税の返礼品に加えたいと考えており、昨年末から事業者と協議を進めているところです。

ふるさと納税の返礼品として人気の高い米を積極的に活用し、ふるさと納税のアップに繋げてまいりたいと考えています。

次に、企業版ふるさと納税についてですが、これは国が認定した地方創生プロジェクトに対し、企業が寄附した場合に法人関係税から税額控除をされる仕組みで、通常のふるさと納税と異なり返礼品はございません。村では、令和5年度に関川村地域総合戦略をベースとした地域再生計画を策定し、国の認定を受け、企業版ふるさと納税を開始しております。実績としましては、令和6年度に2件、45万円の寄附を頂いたところです。

3点目のガバメントクラウドファンディングについてですが、これは自治体が行うクラウドファンディングで、個人または法人が応援したいと思う取組に対して寄附できるというものです。村ではガバメントクラウドファンディングは実施しておりませんが、貴重な財源を確保する方法の1つとして、今後、活用を検討していきたいと考えています。

○議長（小澤 仁君） これで答弁を終わります。鈴木さん。

○10番（鈴木紀夫君） ありがとうございます。

1点目の先行予約についてですが、これを今始めたということで、取り組みましたということでしたけれども、もっと早くできなかったものかと思うのですが、これはなぜ今頃になったのでしょうか。実は、私はこれ、調査を始めたのが1月くらいだったのですけれども、その頃から何かこう、調査を始めたのを聞いたのかどうか分からないのですけれども、どんどん進め始めたのかなという考えがあったのですけれども、もっと早くできなかったのかというのをちょっとお聞きしたいです。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。地域政策課長。

○地域政策課長（米野哲弘君） 今ほどのような質問ですけれども、これは議員から質問をいただいて動き出したわけではなくて、内部から今年、米不足、米の確保というところ、昨年の12月に一気にふるさと納税の寄附額が集まって、米も大量にそこで出たんですね。その後、その前段からですけれども、米の確保というところが大変苦慮してまして、課内では先行予約という話は検討というのは行っておりました。

それで、先日、農家さんに集まっていただいて、一度、調整会議を、させていただいたのですけれども、まだちょっとそこで十分な情報等をお示しすることができなくて、また今後、集まる予定としております。

以上です。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。鈴木さん。

○10番（鈴木紀夫君） 農家さんを集めたということですが、このふるさと納税のお米の農家さんというのは、選定されているのですか、それとも広く窓口を開いて、どなたでも農家さん、出してくださいよというような考えなのでしょうか。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。地域政策課長。

○地域政策課長（米野哲弘君） これはお米に限らず、協力いただける皆さんを募集ということで、

毎年、広報等を使ってお知らせ、お願いしているところであります。

今回集まっていたいただいた農家さんというのは、現在、ふるさと納税の返礼品として提供いただいている農家さんになります。

以上です。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。鈴木さん。

○10番（鈴木紀夫君） じゃあこれからまた農家さんには出してくださいというのは、新たな農家さんにはこれからまた発信して出せる可能性はあるということでしょうか。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。地域政策課長。

○地域政策課長（米野哲弘君） これから広く、またご協力をお願いをしていきますので、その中で協力いただけるのであれば、村としてもぜひお願いしたいと考えております。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。鈴木さん。

○10番（鈴木紀夫君） このふるさと納税というのは本当にいい財源になるんですよ。自治体として100億円以上も集めるような自治体も何十とありますし、一番身近なのがお隣、胎内市、これが22億円のふるさと納税を集めているということで、そのうちの返礼品経費を引いても11億円くらいは財源としていろんなことに使えるということで、これから6月くらいに各地域から行政要望なり出てくると思うのですが、その回答がほぼほぼ財源の関係上ちょっとできませんというような回答なのだと思いますが、そういったものもどんどんできますし、これからの新たな取組についても行っていけるのかなんていうふうに思いますので、ぜひともこのふるさと納税、進めていただいて、私もふるさと納税で、胎内市はなぜこんなに多くなるのかなという調査をしたのですが、いや、米が売れます、米が売れますというだけで、でも米が売れるだけではこれだけいけないと、何か恐らくあると思うので、その辺もお互い調査しながら進めていきたいなと思います。

次に、企業版ふるさと納税ですが、国が認定したということで、今回6年度は2件、たしか上越の車両会社と新潟の舗装の標識会社だと思うのですが、今、こういった企業版ふるさと納税というのは、ほかに行ってくださいと自治体からアピールするようなことはされていないのでしょうか。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。地域政策課長。

○地域政策課長（米野哲弘君） 現在は、この地域再生計画、ベースになるのが、先ほど答弁にもありました地域総合戦略というものの、こちらの方に具体的な事業が載っておりますので、これがベースになっておりますが、今は村のホームページで、この事業について周知しているといった状況でございます。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。鈴木さん。

○10番（鈴木紀夫君） 今、それこそ脱炭素先行地域ということで、この村に様々な関係を持つ企業

が増えてきております。そういったところにもぜひとも宣伝をしていただいて、脱炭素をやっているのだから、お互い脱炭素に関わる仕事をしている企業さんに、この村に納税してくださいというような、それこそ村長あたりがもうトップセールスでやっていけばいいのかなと私は思うのですけれども、いかがなものでしょうか。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。村長。

○村長（加藤 弘君） 私も、様々な企業の方にお付き合いしていますが、唐突にふるさと納税と言うと、何だと言われますので、ある程度関係を築きながら、現にふるさと納税のお話をしている企業もありますけれども、引き続き関係を深める中で、いいタイミングにそういう話を引き続き進めていきたいなと思っています。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。鈴木さん。

○10番（鈴木紀夫君） そういうときにはぜひ。関川村から出るＪークレジット、返礼品はやる必要ないということですが、そういった企業さんにＪークレジットを返礼品みたいな形で提供していただければいいかなと思うのですけれども、これは可能でしょうか。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。地域政策課長。

○地域政策課長（米野哲弘君） 企業版ふるさと納税であるとこれは取組に対して応援したいと思う企業さんから寄附いただけるものですので、やはりその制度上、返礼品は必要ないとなっておりますので、企業版ふるさと納税でそのＪークレジットをお返しするというよりは、先ほど前段でのご質問にもありましたが、Ｊークレジットを創出した上での、また別の形での還元といいますか、そういう形がベストなのかなとは考えています。企業版ふるさと納税ではちょっと考えにくいのかなとは思っています。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。鈴木さん。

○10番（鈴木紀夫君） そうですね、実際、ふるさと納税のところでは、Ｊークレジットを返礼品に使っている自治体というのは全国で2件ほどございまして、本当はこれを提案したかったのですが、Ｊークレジットを初めて自治体で返礼品にした自治体があるぞというような、非常にテーマ的な問題でアピールできるのかなと思ったのですが、もう既に行っているというような自治体もございまして、でも調べてみますと、あまり返礼品に人気がないということで、Ｊークレジットはあんまり個人の方には必要ないのかなと思いました。

ただ、もしできるのであれば、この企業版ふるさと納税、企業さんが、欲しがっている方はいらっしゃるので、できるのであれば、こちらをもう1つの目玉にしてみたらどうですかというような考えでちょっと質問させていただきました。

その次、3点目なのですが、3点目のガバメントクラウドファンディングですが、これは個人の行っているクラウドファンディングとほぼ同じような感じで、ただ自治体が行うということ

で、これもメリットがある部分が非常にあるということで、これ、あれですかね、今後、ガバメントクラウドファンディング、何かこれから計画されて、また具体的にこういったものを行っていきたいというような何かありましたら、教えていただきたいと思います。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。地域政策課長。

○地域政策課長（米野哲弘君） まず、初めにガバメントクラウドファンディングについてでありますけれども、通常の一般的なクラウドファンディングの場合ですと、返礼品として寄附いただいた方、応援いただいた方に対して、返礼品、あとはサービスなどのリターンが必要になります。また、寄附金につきましては、目標額をまず設定するのですが、目標額に満たないと返金、基本的には返金になると、これが通常のクラウドファンディングになります。ただ、ガバメントクラウドファンディングのメリットとしては、まず返礼品、こちらの方はなくてもまずオーケーだということ。それから、もう一つ、寄附金につきましても、目標額、設定はしますけれども、目標額に満たなくても、集まった寄附金をその取組の方に活用することができる、こういうメリットがありますので、今の時点で、村の施策の中でこの事業にこのガバメントクラウドファンディングを使いたいという具体的なまだお話はありませんけれども、一応村の貴重な財源を活用する有効な手段の1つだとは考えておりますので、今後この活用については積極的に取り組んでいきたいと考えています。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。鈴木さん。

○10番（鈴木紀夫君） 村でも年に1回、8月末に実施している大したもん蛇まつり、これが非常に全国的に有名になりまして、ただ、これ、非常に人数的なものもありますし、財源も村からかなりの補助をしているわけですが、こういったものをもっと宣伝して、これを使ったらどうかとは思いますが、あと今、渡邊邸なんかもあるのですが、渡邊邸1つ、単体として実施するのはちょっと難しいかと思いますが、観光全体としてこれを使ったら非常に、すぐにでももう募集をかけられるような施策だと思いますので、例えば大したもん蛇や、観光といったことは今、考えられないでしょうか。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。地域政策課長。

○地域政策課長（米野哲弘君） ご提案ありがとうございます。大したもん蛇まつりについては、今議員おっしゃるように、一番分かりやすいというか、取り組みやすいと思うので、これから実現に向けて考えていきたいと思っておりますし、また渡邊邸につきましては、現在、保存会の方で通常のクラウドファンディングを、取り組む準備を進めているというお話は聞いております。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。鈴木さん。

○10番（鈴木紀夫君） 渡邊邸に特化すると、やはり個々のクラウドファンディングになってしまいますので、このガバメントクラウドファンディング、自治体となると、そういった個々の事業ではなくて社会全体のというような、また自治体に取り組む事業に限定されますので、確かにこれから

提案、今提案しましたので、ぜひともこれを進めていっていただきたいと思いますので、以上、私からの質問を終わりたいと思います。

○議長（小澤 仁君） これで、鈴木紀夫さんの一般質問を終わります。

休憩します。11時30分まで。

午前11時18分 休 憩

午前11時30分 再 開

○議長（小澤 仁君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

次に、9番、平田 広さん。最初の質問を許可します。

○9番（平田 広君） 9番、平田 広です。私、3点について質問させていただきます。

1点目、J R米坂線の災害復旧後の運営方法について。

2022年8月3日、4日の県北豪雨で被災したJ R米坂線の復旧後の運営方法としてJ R東日本新潟支社は4案を提示、①J R直営、②鉄道施設を自治体が保有する「上下分離方式」、③第三セクターなどによる運営、④バス転換の4案を示されました。

このうち、①の直営は困難としており、現状では②の「上下分離方式」で、本県側負担の想定額として最大年6億円と試算しています。私は、②の上下分離方式、③の第三セクターなどによる運営は、毎年、大きな赤字が見込まれるため、村の財政では対応は困難だと思うが、村長の考えをお伺いします。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。村長。

○村長（加藤 弘君） 平田議員のご質問にお答えをいたします。

今ほど加藤議員からも同様のご質問をいただきましたが、議員のご指摘のとおり、地元負担額が示されております。上下分離方式も含めまして、ほかの案についてもそうですけれども、仮に村に新たな大きな負担が求められるという場合には、村の財政状況を踏まえると、極めてその対応については慎重に判断をしなければならぬと思っているところでございます。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。平田さん。

○9番（平田 広君） これについては、今ほど村長がおっしゃるように、加藤議員からも質問がありまして、大方の村長の考えは分かりました。私も加藤議員と同じ思いでもあります。重複するところもありますが、再質問をさせていただきます。

当村は人口減少も激しく、村の財政も厳しい状況です。時間が経過すればするほど復旧は難しく、遠ざかっていくと思っております。運営に関する利用数や収支状況はJ Rしか持ち合わせておりません。まだ示されていない③の第三セクターによる運営、④のバス転換ほか、私は、今後の話合いの判断材料として被災前の、2022年に被災がございました、21年度と直近の収支決算状況について

も示していただく必要があると思っております。早急にスピード感を持って収支の試算状況をＪＲから示していただくよう進めてもらいたいが、村長の考えを伺います。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。地域政策課長。

○地域政策課長（米野哲弘君） 今ほどのご質問にお答えいたします。

地域運営、あとバス転換した場合の費用につきましては、現在、県とＪＲの方で協議していると聞いておりますし、また本日の日報の紙面にも、先ほど加藤議員からもお話がありましたけれども、今後ＪＲ側から示されると考えております。

また、収支ということでございますが、米坂線の収支につきましては、今インターネット上で、ＪＲ東日本線区別収支ということで各路線の収支状況が公表されております。この間、私も見ていましたら、2019年度から2023年度までのものが出ておりまして、ここを見ると、運賃収入であったり、実際にかかった費用、収支、1日当たりの平均乗車人員といった数字がここで公表されております。

以上です。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。平田さん。

○9番（平田 広君） ありがとうございます。村では、仮に②の上下分離方式、それと③の第三セクターによる運営になった場合、現状において、村では国・県の補助とか起債の関係の対象になるのかなど、それは試算はしているのでしょうか。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。村長。

○村長（加藤 弘君） 今ほどの上下分離で申しますと、まず大事なのは、ＪＲと国、あと地方がこれがどう負担するかをまず決めなきゃならないと思っているんですね。直近の例ですと、上下分離で国が3分の1、ＪＲが3分の1、地方が3分の1という負担のルールで事業をやっているところがありますが、その際に、地方負担についての財源確保に地方債が充てられないという状況があるのです。それはちょっと大変な話になってくるので、それは県も、仮に上下分離で地方が3分の1負担するにしても、そこはちゃんと起債ができるようにして欲しいという要望をしています。

我々とすれば、それがはっきりしたスキームが決まりますと、じゃあ県が持つのか、村が持つのか、村上市が持つのかという問題になりますから、そこは、今度はＪＲも国も関係なしに、県と村の関係ですから、どんな形で実施するのかというのは、ほかの例もございますから、どれぐらい村が、私は基本的には村は財政力がないから負担なんてみんな県でやって欲しいと言っているのですが、そこはどうするかというのはこれからの協議なので、それについての議論はまだ我々はしていないところです。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。平田さん。

○9番（平田 広君） 3分の1というような数字が出ましたけれども、新聞で、トキめき鉄道です

か、上越の方の、そこでは何か4分の3を国・県が持って、4分の1を自治体を持つというようなことが出ていました。かなり赤字なので、それで負担をし合うというような格好になりました。

私も、集落の会合とか、あるいは何人かの人にも聞いてみたのですが、多額の村費投入が必要となるのであれば、額にもよりますが、無理をする必要はないという意見が結構多かったです。

そこで、私は合併のとき、合併の話があったときにアンケートを取りましたけれども、そんな感じで、一部の人だけで決めるんじゃなくて、やはりアンケートみたいなものを取って行った方がいいと思っているのですが、その辺、村長はどういうふうに考えるか、お聞かせください。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。村長。

○村長（加藤 弘君） 私がどういう選択をするかというのは、基本的には村民がどういう意見が多いというのが大きなベースになるわけですから、議員のおっしゃったとおりだと思います。

実は、去年の2月頃に、もう被災後1年半が経過し、正規のアンケートじゃないのですが、村のLINEでつながっている人とか、小学校・中学校の生徒さんを持つご家族あるいは保育園の方に、それぞれSNSを通じて、米坂線、どれぐらい利用していますかとか、どんな目的で使っていますか、米坂線、今廃止ですがどんな思いがありますかというのは、聞いたことがあります。

その中で、早く復旧して欲しいという方もありましたし、復旧反対という方もいましたし、代行バスでもいいという方もおられましたし、復興の費用が懸念ですねという方もありました。このアンケートというのは、質問の仕方によって随分変わります。私は、今現在、例えばJRが今回、上下分離で示したときに、小国・坂町間は6億円の地方負担がありますよ、これを負担、それ、どうしますかという話になるわけですね。例えばこれが、県が全部負担してやってくれますよと言ってアンケートをするのか、村が全部負担しますでは、全然違うわけです。

ですから、それぞれの案に対して具体的にその運行方式、そしてそれに対する村の負担とか、そういうことも含めて、アンケートをとらないと、アンケートで水差しする可能性もあるので、その辺を慎重にしながら進めていきたいと思っていますところなんです。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。平田さん。

○9番（平田 広君） ありがとうございます。大変難しいところですが、そういう時期とかお金の関係、それらをよく見ながら先に進めていただきたいと思います。

1点目はこれで終わります。

○議長（小澤 仁君） 続いて、平田 広さんの2点目の質問を許可します。

○9番（平田 広君） 2点目になるのですが、村が進める脱炭素事業について。

昨年、脱炭素事業について当初計画から大幅な見直しを余儀なくされたという話がありました。役場や小中学校、ゆ〜むやの〜む、歴史館やドーム等の屋根に設置予定だった太陽光パネルは、建

造物の構造計算をしたら構造物がもたない、重さに耐えられないということが判明したということでした。当初、書類（構造計算書）を捜したが見つけれなかった。それが、実施に当たり、再度捜したら見つかったということで構造計算をした結果、もたないということが分かったということの説明があったと記憶しております。何でそんなことが起きたのか、要因について村長の考えを伺います。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。村長。

○村長（加藤 弘君） まず、なぜ当初計画から見直しが必要になったのかというご質問ですけれども、脱炭素先行地域への応募には、太陽光パネルの設置について施設ごとの技術的な検証は行っておりません。先行地域に選定された段階で、対象となる施設の構造計算等を確認し、具体的な設置工法を決定いたしましたところでございます。その結果、屋根の構造や積雪荷重などの観点から、太陽光パネルを屋根に設置できないということで施設が判明をしたと。それに伴って計画変更をしたものであります。豪雪における公共施設への太陽光発電についての知見が不十分だったということも1つの要因かと思っております。

○議長（小澤 仁君） これで答弁を終わります。平田さん、2つ目の質問でまだ残りがあったので、それを質問してください。

○9番（平田 広君） 2つ目の質問で残り、関川村文書取扱規定の文書保管期間では、第4種3年、第3種5年、第2種10年、第1種永年の4種類に分類されているが、今回の全ての構造物は第1種永年であると思います。言わば大変重要な、今回の建造物は重要な書類であるというわけです。文書取扱規定からすれば、なかったというのはおかしいと思うが、村長の見解を伺います。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。村長。

○村長（加藤 弘君） 文書保存に関してでございますが、議員がご指摘のとおり、文書取扱規定によりますと、公共施設の設計書類は第1種の永年保存となっております。今般の太陽光発電事業に際しまして、公共施設の構造計算書の確認作業におきまして、令和4年度豪雨災害の直後ということもあり、一定程度時間を要したのは事実でございます。結果として、必要な書類は存在をしており、事業判断を行う上での支障はございませんでした。しかしながら、書類保管に課題があるものと認識しており、今後は、文書の保管に関しては十分注意を払ってまいりたいと考えております。

○議長（小澤 仁君） これで答弁を終わります。平田さん。

○9番（平田 広君） 再質問ですが、私はその捜し方が悪かったのか、保存管理に問題があったのかと疑問に思ったわけでございます。当初の計画書を作るときには、普通、必ずこういう資料を捜して、それで構造計算をして決めていくというし方をしてきたのですけれども、そういう意味で、本当に捜したのか、捜す気があったのかと疑問に思ったわけでございます。

これだけ大量の第1種、永年保存の書類を当初見つけれなかったということは、そういうふう

に思うわけでございまして、今、答弁を聞いてみますと、その調査をするにもお金がかかるということで、事前にその調査をやれば、村費でやってしまわなければならない。事業が始まってしまえば、それが補助金とか補助とか、あるいは起債の対象になることもあったのかなと今、考えております。その辺について、あれですか。

○議長（小澤 仁君） 質問ですか。

○9番（平田 広君） じゃあもう一つ言うてから。

今、42億円というのは大事業であります。村にとっては大事業であります。村中が期待している事業でありますし、落ちのないように今、進めてもらいたいと思うわけです。

また、今、国に変更手続を申請中と聞いておりますが、太陽光の建築物から野立てへの見直しへとなる場合、用地が新たに必要になってくるわけですがけれども、それら、確保等、どのようになっているのか、順調に進んでいるのか、その辺についてお伺いします。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。脱炭素推進室長。

○脱炭素推進室長（大島祐治君） 今ほどのご質問にお答えをさせていただきたいと思います。

まず、捜し方が悪かったのか、ほかにも問題があったのかという点でのご質問をいただいております。こちらについては、今ほど村長の答弁でもお話をさせていただきました。実行に移る段階で施設を担当する各課に提出の依頼を求めたところでございます。各担当それぞれの施設に関する書類を段ボールにまとめて提出をいただいたところでございますが、構造計算書と一緒に保管されていたもの、いないものそれぞれにあるというような状況でございまして、比較的新しい施設については一緒に保管をされておりましたので、実行段階でその構造計算書を見つけやすかったと、こういう状況にございました。

また、捜す段階でございますけれども、準備段階に入りました令和4年度の後半という部分が非常に災害復旧の真ただ中というところもあり、そんな中で各担当は本当に一生懸命この書類を捜してくれたと考えております。なお、当初実行に至る段階での検討については、各施設の使用電力量、こちらの方と発電できるであろう見込みの量、こちらに基づいての設置の量を検討させていただいたものでございました。

それから、太陽光の建築物から野立てへの見直し以外に見直しを要する必要があるかという点でございまして、こちらにつきましては、まず村が行います省エネ工事については、工事費の増等があります。また、使用頻度であったり費用対効果、こちらを考慮させていただいて、実施できる施設数を減らして工事を行っていきたいと考えているところでございます。

また、太陽光のオンサイトP P A以外で、オフサイトのP P Aというものを計画に入れておりましたが、そちらについて設置容量の増加という形で見直しをさせてもらいたいと考えているところです。

以上です。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。平田さん。

○9番（平田 広君） 当初計画で太陽光発電設置予定だった役場等、小学校、中学校もありますけれども、それらの建造物、それを野立てに変更するということですが、マイクログリッドを構築する使用箇所における当初計画の発電量と見直し後の発電量をお聞かせください。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。脱炭素推進室長。

○脱炭素推進室長（大島祐治君） 今ほどのご質問にお答えをさせていただきたいと思います。

発電量については、設置の工法等々でまたいろいろ変更になりますので、まず設置の量についてお答えをさせていただきたいと思います。

当初、マイクログリッドに接続をする予定だった施設においては、約1,000キロワットの太陽光パネル設置を計画をさせていただいておりました。この場合、余剰が発生したものについては、マイクログリッド外にその電気を送るという格好での計画でございました。現状では約700キロワットの、太陽光パネルの量でいうと700キロ、こちらの設置を予定してございます。その場合、300キロ減ったわけですが、外部に余剰の分を出すのではなく、その中で一定程度使用されると、こういう形で事業を組み直ししてございます。

また、マイクログリッドそのものにつきましては、防災レジリエンスの強化の観点から整備をするものでもございます。その中で、この700の太陽光パネルで出力されたものが一定程度、避難所になる施設に送られるという形になりますので、マイクログリッドについては実現可能という判断をさせていただいたところでございます。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。平田さん。

○9番（平田 広君） 脱炭素事業については、国の高率補助もありますし、起債の対象にもなるということで、脱炭素事業については私も期待していたところでございます。しかしながら、全国で当村同様に、先行地域に指定されたが辞退を申し出たところが、2つ事業体があると今聞いております。当村ではまだ事業が始まったばかりなのに、基本的なことで大幅な見直しを必要としなければならぬということは、大丈夫なのかと、少し、不安に感じたわけです。

2月4日の新潟日報にもいろいろ載っていましたが、事業主体は村が出資する第三セクター、関川村エネルギー、SHEC社、このSHECとの設立当初から、これは会社が、49%出資していた都内の企業が、採算性などを理由に8月に撤退、見込んでいたSHECへの人的支援も頓挫したと。さらに、積雪を加味した試算などを改めて行った結果、太陽光発電の年間発電量の規模を当初計画よりも6割程度に縮小した。屋上に太陽光パネルを設置すると、基準の荷重を上回るためだ。設置施設は22から半減した。このため、マイクログリッドの外部に発電施設を設置し、カバーする必要に迫られているというようなことが載っていました。私は賛成であったのですが、

ちょっと不安に感じたというところでございます。そこで、この不安を払拭するような決意をいま一度伺いたいと思います。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。村長。

○村長（加藤 弘君） 今の記事の中身でも一部間違いがあるので訂正させていただきますが、出資会社が撤退をしたというのは、撤退していただいたというのが正解でして、我々の事業の計画とその出資者の計画が合わないで、なかなか前に進まないということがありました。事業を早期に進めるためには、内部で意思がまとまらないようではまずいので、そこの会社の株を引き取って、ほかの2社の会社が受け持っていたということにしておりますので、そういうことです。

それと、不安というお話はごもっともで、そもそも先行地域のこの事業というのは、本来難しいから国が補助金を出して後押しをして、失敗するもの、成功したもの、様々な経験を、それをそれぞれの全国展開していくこと、そのための先兵になれというのがこの先行地域のモデル事業ですから、モデル事業で計画しているもの全てが全てうまくいくということにはならないわけです。

そういう意味で、これを進めるには、我々はそれ以外の企業とも様々な情報交換をしながら進めているところですし、これからも度々、計画変更はございます。これはもうどこの、これまでの先行地域、ほとんど計画変更はございますけれども、私としては、まずはあまり、何ていうのですか、先の見えない危険なことについてはあまり挑戦する気はありませんけれども、着実にこの脱炭素を進めていくという方針で、一步一步この計画を進めていきたいなと思っているところでございます。また状況が変わったり、様々な状況が変わるのはあると思いますけれども、その都度、議員の皆様にもご説明をしていきたいと思っております。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。平田さん。

○9番（平田 広君） じゃあ頑張ってください。

2点目を終わります。

○議長（小澤 仁君） 平田 広議員の質問の途中ですが、休憩します。13時まで。

午前 11時56分 休 憩

午後 1時00分 再 開

○議長（小澤 仁君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

9番、平田 広さんの3番目の質問を許可します。平田さん。

○9番（平田 広君） それでは、3点目について質問させていただきます。

村が募集している村民の声について。

村では、村政の意見や提案を募集しているが、近年の提案や募集状況について伺います。

（1）過去5か年における年度ごとの投函数は。

(2) 上記のうち、村からの回答について、必要、不必要の状況は。

(3) 村からの回答を必要とするが、村で回答を却下したものはあるか。

以上、お願いします。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。村長。

○村長（加藤 弘君） お答えをいたします。

その前に、先ほど脱炭素の関係で、49%の会社の株を村が引き受けて、新たに2社の方に受け入れていただいたというお話をしましたが、3社の企業で受けてもらいましたので、ちょっと訂正させてもらいたいと思います。

それでは、今ほどの質問ですけれども、村民の声につきましては、令和3年8月、村と村民会館に投函ポストを設置したものでございます。

それでは、順次お答えいたします。

1点目の近年の毎年度の投函数でございますが、令和3年度以降、それぞれ3件、2件、ゼロ件、今年度は2件でございます。また、令和3年度には、関川中学校の3年生の授業で活用いただき、23名の生徒から村への提言や感想をお寄せいただいております。

2点目の村からの回答について必要、不必要の数でございますが、回答が必要だった村民の声の数につきましては、令和3年度に1件、今年度に2件でございます。また、中学生からいただいた提言では、6件の回答が必要だったという状況でございました。

3点目の村からの回答を必要とするが、村で回答を却下したものがあるかのご質問ですが、そうしたものはなく、回答を希望された場合におきましては、担当から回答しているところであります。また、中には村以外の行政機関に対する要望もあり、そういった場合にはその行政機関に回答をするようお願いをしているところでございます。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。平田さん。

○9番（平田 広君） ただいまの答弁の関係で、人数、意外と少ないんだなということに驚いております。私が聞いたところによれば、村からの回答を必要とし、氏名・住所・電話番号も記入して村からの回答を待っていたけれども、なしのつぶてであったということを聞きました。特に悪いことを書いた覚えもないし、建設的な意見も書いたつもりだということだったのですけれども、それでそのなしのつぶてということで、本人は何かばかにされたような不快な思いをしたということでした。しかしながら、今の村の答弁では、思い当たる節はないということでございますし、本人にもそのように伝えておきます。分かりました。

私からの質問は以上でございます。ありがとうございました。

○議長（小澤 仁君） これで9番、平田 広さんの一般質問を終わります。

次に、8番、菅原 修さん。最初の質問を許可します。

○ 8 番（菅原 修君） 8 番の菅原です。私の方からは、大きく 2 点に分けて質問を伺います。

最初に、防犯対策について。

警視庁の犯罪情勢統計によると、昨年 1 年間の全国の刑法犯認知件数は、73 万 7,679 件で、3 年連続の増加となりました。

総数に占める割合が大きい窃盗犯は 50 万 1,507 件。社会問題化している銅線ケーブル窃盗などの金属盗は 2 万 701 件で、統計を取り始めた 2020 年の 4 倍近くに上がっています。

殺人や強盗、不同意性交といった重要犯罪は前年比 18.1% 増の 1 万 4,614 件でした。

窃盗などを含む財産犯の被害額は、同 59.6% 増の 4,021 億円で、1989 年以降で最も高かった 2002 年を上回るなど犯罪の悪質化に懸念が高まっています。

村民も住民生活を守る防犯対策に関心があると思います。そこで、防犯対策として 2 点伺います。

1、人の集まる主要な場所に防犯カメラを設置する考えは。

2、防犯機器の導入支援として個人住宅の防犯カメラやカメラつきインターホン、防犯ブザーの費用の一部を支援する考えはあるか伺います。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。村長。

○村長（加藤 弘君） 菅原議員のご質問にお答えをいたします。

まず、1 点目の防犯カメラの設置についてですが、防犯カメラの設置は、犯罪の抑止や証拠収集に関して一定程度有効であると考えており、村の施設では、役場内と村の道の駅にあります、ちぐら館、コラッシュに、それぞれ数台設置しているところでございます。その他に監視カメラを村民会館にも設置をしております。現在のところ、公共施設ではこの他に設置する予定はございませんが、犯罪の発生が危惧される場合には、状況を見ながら設置を検討してまいります。

次に、個人への防犯機器の導入についての支援でございますが、個人宅の防犯カメラやカメラつきインターホン等の助成費用の検討は今しておりません。空き巣等の侵入は、無施錠の玄関ドアや窓からが多いと言われておりますが、村では依然として在宅中はもちろん、外出時にも玄関ドアが無施錠な住宅も見受けられます。防犯の基本は戸締まりでありますので、日々の戸締まりの重要性について意識啓発を図ってまいりたいと考えています。

また、大きな問題であります、高齢者をターゲットにした、いわゆるオレオレ詐欺など、電話による特殊詐欺被害が全国的に増加しておりますので、その対策として、新年度から高齢者世帯を対象に防犯機能つき電話の購入費の一部を助成したいと考えているところでございます。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。菅原さん。

○ 8 番（菅原 修君） 今説明をしていただきましたけれども、防犯カメラ、役場内と道の駅、ちぐら館とかコラッシュ、また村民会館に設置していると今答弁がありましたけれども、これで足りると思いますか。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。村長。

○村長（加藤 弘君） 個々については、不特定数多数の方がおられるし、現に、防犯上必要な箇所もございましたので設置をしておりました。これ以外の場所について、今直ちに防犯上危ないという状況も私は承知しておりませんし、必要であればまたご指示いただきましたら、検討してみたいと思います。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。菅原さん。

○8番（菅原 修君） 私は今、物事が起きてからこういう対策をするんじゃないくて、起きないときにやはりこういうことを、やるべきことがあるのではないかなと思います。こういうのは財政面が大事な部分はあると思いますが、やはりこういうことが、しっかりしてくれることが村民の安心・安全につながるものだと思いますので、もう少しできれば毎年予算をつけて、1台でも2台でも増やしていけるような体制を整えた方がいいのではないかなと思いますが、村長、いかがですか。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。村長。

○村長（加藤 弘君） 直近の話ですと、消防のノズルが結構あちこちで盗難に遭ったと。あれをどうするかという議論になったのですけれども、じゃあ、あそこに全部防犯カメラつけるかとなると、これは相当な費用ですし、むしろ買い換えたほうが安くつくような状況になりますし、要はあまりつけますと、まさに監視社会になります。それぞれ個人情報保護の問題もございますから、軒並みつけるという問題じゃなしに、真に危ないところというところについて限定をしていくということでは計画的に、防犯カメラを村内あちこちにつけるという考えはございません。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。菅原さん。

○8番（菅原 修君） 分かりました。

1点目の質問はあれですけれども、（「2点目の質問」の声あり）関連の質問です。次に、個人カメラの。

○議長（小澤 仁君） 1点目の続きですね。菅原さん。

○8番（菅原 修君） 他の市町村ではまだこういう体制は整っていないと思うのですけれども、でもやはりこういうことは先駆けてやるのが大事なのではないかなと。村では防犯に対してこういう対策をやっているということが必要なのではないかなと思いますが、他に先駆けてはしないですか。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。村長。

○村長（加藤 弘君） まずは被害が大きいオレオレ詐欺のように、だまされて何十万、何百万円もなくなってくるといふ、そういうところの対応は必要だなと思っていますが、先ほど申しましたとおり、今現に、お邪魔してもドアが開きっ放しとか、そういうところですから、まずはその防犯意識を啓発するということがすごく大事かと私は思っていて、防犯ブザーとか、コメリでいけば何千

円とかで売っていますけれどもね、それを行政で全部補助してやるかというのと、むしろ意識啓発の方が行政としては取るべき第一義だと考えているところです。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。菅原さん。

○8番（菅原 修君） 私は、逆に言うと、そういうことを一部補助することによって、呼び水ではないのですけれども、そういう方でつける方が増えてもらえれば、いろんな部分で防犯の助けになるのではないかなと、1つの予防になるのではないかなと思っていますが、その辺はいかがですか。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。村長。

○村長（加藤 弘君） 行政ニーズは様々なニーズがございます。私は、実は家には防犯カメラもカメラつきも持っていますけれども、やはり先ほど言いましたとおり、まだまだ防犯意識といいましようかね、ドアも閉めない、開けっ放しというところを、まずそこをね、しっかり啓発することの方が、私は重要だと思っていて、多分、防犯カメラをつけたい、つけようという方は、かなり防犯意識のある方ですので、むしろ意識のない方々の意識啓発をやっていくというのが、まず行政の一番最初かなと私は考えています。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。菅原さん。

○8番（菅原 修君） 分かりました。

じゃあまず、1点目の質問を終わります。

○議長（小澤 仁君） 2番目の質問を許可します。

○8番（菅原 修君） 2点目の質問をお伺いいたします。

老朽施設対策について。

平成29年の3月定例会議での追跡質問をさせていただきます。片貝村営住宅ですが、当時は入居されている人はいなかったけれども、家具が置いてあることから家賃を支払っていることもあり、解体するには1棟だけでなく4棟まとめて解体した方がコストがかからない、との答弁でした。

現状は家賃の支払いもなくなり、人が住まなくなつて10年以上経過したことから老朽化が進み、緊急な対応の解体が必要だと思いますが、解体の計画はあるのか伺います。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。村長。

○村長（加藤 弘君） 片貝住宅の解体についてのご質問ですが、議員がご指摘のとおり、現在は住宅の役割を終えて遊休施設となっており、片貝集落からも解体の要望が出されているところでございます。

しかし、単に建物を解体し除却するという事業には、国や県の支援がないために、村税などの一般財源を充当して実施する必要があります。このため、財源の確保が大きな課題になってございます。

村には遊休施設が他にもありますので、解体については危険性や緊急度などを総合的に勘案しな

がら、なおかつ財源を確保しながら進めることとしておりまして、片貝住宅の解体時期は今具体的に決まっているものではございません。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。菅原さん。

○8番（菅原 修君） 今ほど解体の計画はないということではありますが、私も後ろに1軒、空き家があるのですが、その空き家も使っていないのですが、ただ、娘さん3人いまして、それぞれ地方に散らばっておりまして、正月は来ないのですが、連休とかお盆とか休みにはその3人が集まってそこを利用されているわけですね。その今空き家になっている家をそのときに、子供たちも恐らくみんな来てわいわいやっていると思うのですけれども、この村営住宅のもう屋根が崩れかかって、瓦も落ちそうになっているわけですよ。そこでもしその子供たちに、その瓦でも落ちてきたら、高い屋根から落ちるわけですから、もうまともでは済まないと思うんですよね。そんな状況なので、それでも解体する気はないのかどうか、ちょっと伺います。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。建設課長。

○建設課長（富樫吉栄君） ただいまのご質問でございますけれども、現在のところ、職員が不定期にはなりますけれども見回りをしております。議員おっしゃるとおり、屋根とかそういったところが崩れてきているというような話をお聞かせいただきましたので、なおまたこれから見回りをしながら、必要な部分については修繕をしながらになります。その解体の時期までは修繕し、危なくないようにはしたいと思います。その時期については、今後、村長答弁のとおり、いつとは言えませんが、危険性や緊急度、そういったものを勘案して、財源を確保した上で解体時期を決めていきたいというふうに考えております。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。菅原さん。

○8番（菅原 修君） そういう建物そのものもあれですけども、その跡地も私はちょっと利用させてもらいたい部分がありましてこういう質問をしているわけですが、その解体した跡地に防火水槽を造って欲しいという部分、前から恐らく集落からも出ていると思うのですが、あの集落には大きな防火の設備がないんですよ。片貝・沼団地にしても、片貝の上手の方の住宅にしても、僅か、火災が発生すればあっという間になくなる防火水槽しかないと思うので、そこにもしできれば、その防火施設を造ってもらいたいというのもあります。

前に話したときに、プールがあるのですけれども、それは、プールは水槽の対象にならないという答弁だったので、その後のことも考えて早めに解体をお願いしたいと思いますが、いかがですか。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。政策監。

○政策監兼総務課長（野本 誠君） 防火水槽のお話ございましたので、私からお答えいたしますけれども、まず防火水槽そのものが必要かどうかというのはまた議論を深めたいと思いますし、どこに必要かどうかというのは、その場所が適地かどうかという話ですけども、まずはその建物を壊せる

状況にないわけですので、また今後の議論になろうかと思います。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。菅原さん。

○8番（菅原 修君） 壊せる状況にないという話なのですけれども、やる気がないんじゃないのですか。もし緊急に何かあってから物事を進めるのではちょっと遅いんじゃないですか。その辺、考えてもらいたいと思います。しっかりその辺を対応していただきたいと思いますが、いかがですか。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。村長。

○村長（加藤 弘君） 集落要望でたくさんいろんな要望をいただいております。本来なら様々な要望にきっちり応えればいいのですけれども、優先順位とかもございますし、財源があれば、我々もあの住宅を早く壊したい、その他にもありますけれども、それぞれ毎年毎年、予算の状況を見ながら執行しているわけでございます。

議員のおっしゃる気持ちは分かりますので、また住民の方々のお話も聞きながら、いつ頃どうで
きるかというのはまたこれから検討していきたいと思います。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。菅原さん。

○8番（菅原 修君） 以上でございます。質問を終わります。

○議長（小澤 仁君） これで菅原さんの一般質問を終わります。

次に、7番、高橋正之さん。最初の質問を許可します。

○7番（高橋正之君） 7番、高橋です。よろしくお願いをいたします。

令和7年度の施政方針説明の中で、道の駅関川について説明がありました。そこでお伺いをいたします。

去年は、コンビニ誘致の場所が狭いということで取りやめになりましたが、このたびはアチエー
ロを解体して駐車場用地と考えておるようですが、店舗の場所や入り口はどのようになるかお伺い
をいたします。よろしくお願いいたします。

2番、防犯対策についてお伺いをいたします。

今ほど菅原議員も質問されましたが、重複しておりますけれども、いま一度聞かせていただきま
す。

先ほども施政方針説明にありましたけれども、啓発活動に取り組むということもありますが、啓
発活動も大変大事であります。しかし、去年は、先ほど言われたように、窃盗犯罪が多々ありまし
た。特に、最近は物騒であります。人身犯罪などいろいろな防犯防止のために、防犯カメラの設置
が必要と考えるが、村長のお考えをお伺いをいたします。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。村長。

○村長（加藤 弘君） まず、コンビニ誘致についてでございますが、住民の皆様から要望のありま
した道の駅のコンビニ誘致につきましては、数年前から取り組んできたところでもございます。こ

のたび、ローソンさんから出店について前向きな返答をいただきましたので、現在、契約に向けて取り組んでいるところでございます。

お尋ねの出店場所につきましては、国道113号線、道の駅交差点信号機から道の駅側に入り左側にある第2駐車場内となります。店舗の入り口については、アチェーロ側は正面入り口になる予定であると伺っております。

なお、ローソンさんとの契約は、村が土地を貸し付けて、建物はローソンさんが建設するということで協議を進めているところです。

防犯対策については、先ほど菅原議員にもご質問でお答えしたところですが、防犯カメラの設置が犯罪の抑止になることは十分考えられますので、不特定多数の皆さんが集まって犯罪の発生が危惧されるような場所については、設置を検討してまいりたいと考えておるということです。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。高橋さん。

○7番（高橋正之君） ありがとうございました。

それでは、電気自動車の充電場所があったのですが、あそこの充電器を、それこそ必要とする場所については移動させるということなののでしょうか。それとも、あのままあそこに置くということなのか、お聞かせいただけますか。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。地域政策課長。

○地域政策課長（米野哲弘君） 今ほどの質問についてでございますが、現在、充電器が4基ございます。来年度、令和7年度に更新時期を迎えますが、現在4基あるうち、3基については廃止いたします。急速用として1基、今一番アチェーロ側にある1基が残る格好になります。

以上です。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。高橋さん。

○7番（高橋正之君） ありがとうございます。今まで4基あったのは3基廃止して、1基だけ残ると。あまり需要がなかったということによろしいですか。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。脱炭素推進室長。

○脱炭素推進室長（大島祐治君） 道の駅に関しましては、マイクログリッドの関係もございますので、私の方からお答えをさせていただきたいと思います。

充電器4台については、普通充電器と急速充電器という格好で2台ずつ設置をされておりました。現在の使用の状況を鑑みて、急速充電器1台あれば十分に足りるという判断をさせていただいて、1台の入替えという格好で進めております。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。高橋さん。

○7番（高橋正之君） ありがとうございました。

それから、ローソンさんが出店されるということなのですが、コンビニさんも結構、長距離とか

観光バスとか、やはり駐車場スペースを取る方向で考えるのですが、土地は貸すけれども、整備はローソンさんだよというお話でしたけれども、その辺の長距離とか観光バスなどの駐車スペースなどは、村からの要望として出すことはできるのですか。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。地域政策課長。

○地域政策課長（米野哲弘君） まだローソンさん側と契約もこれからですので、まだ具体的な内容等についてはこれからの話になりますが、その中で、普通乗用車だけではなくて、大型バスとか長距離トラックの方達の駐車場という話になってくるかと思います。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。高橋さん。

○7番（高橋正之君） ありがとうございます。じゃあ今後、そういうスペースも鑑みてやるという考え方でよろしいですか。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。村長。

○村長（加藤 弘君） ローソンのスペースに貸し付ける駐車場の敷地からしますと、大型を止めるような面積は多分ないと思いますし、ローソンさん自身も基本的には一般の乗用車を考えていると思います。あと、大型車については、反対側の国交省の駐車場もしくは道の駅の大型駐車場がごさいますので、そこを利用してもらおう形になろうかと思いますが、念のためにローソンには考え方は確認してみたいと思います。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。高橋さん。

○7番（高橋正之君） ありがとうございます。昨年は大型遊具などの利用をする客が大分増えてきているというお話がありました。今後、今、渡邊邸を見学する人たちも役場側に駐車をして、それで見学して帰るようですけれども、渡邊邸から出てバスを道の駅側に駐車させて観光客を誘導していただくというか、通っていただいて、物産館だとか店舗だとか、利用できるようなお考えはありませんか。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。村長。

○村長（加藤 弘君） もともと道の駅のリニューアルをしたときにも、渡邊邸に入るお客様は、役場の駐車場ではなく、道の駅に止めてもらうという構想で大型の駐車場を設置したところです。今はまだ実現していませんけれども、ちょっと議論にしているのは、道の駅に止めて渡邊邸に入ってもらって、出るときに裏口から出て、前回議会で議決いただいて買収しました土地を通りながら、できれば歴史とみちの館の見学、あいさい市等の購買ができるように、一連の流れができるようにしていきたいなということで、その下で道の駅の駐車場の計画をしたものですので、できるだけその方向で進めていきたいなと思っています。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。高橋さん。

○7番（高橋正之君） ありがとうございます。先ほども村長の話の中にもありましたが、これか

らはインバウンドの需要も高めていかなきゃならないというお話の中で、ぜひそれを利用していたきながら進めていただければと思いますので、ひとつよろしくをお願いします。

それと、防犯対策であります、菅原議員が聞かれてほぼほぼ重複しているのですが、道の駅の周辺については、その都度まず考えていくというようなお考えなのですが、各地域でもやはり必要かなと思うのですけれども、その辺についてのお考えはどうでしょうか、お伺いします。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。村長。

○村長（加藤 弘君） 地域における防犯カメラの設置につきましては、これまで地域の様々な事業について村の補助事業がございますので、その中で、地域の中で防犯の設置をするということになれば、それを支援にできないかというのを検討していきたいと思います。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。高橋さん。

○7番（高橋正之君） ありがとうございます。地域に設置するとプライバシーの何とかやらとかという話も多々は聞こえるかもしれませんが、やはりこう犯罪が増えてくると、そんなことも言っていられないなということもありますので、ぜひそれも頭のどこかに入れながら進めていただければと思います。

それでは、道の駅周辺については終わります。

○議長（小澤 仁君） 2番目の質問を許可します。

○7番（高橋正之君） 林業振興について伺いをいたします。

昨年の3月定例会において私の方で聞いた追跡質問になりますが、J-クレジットについては先ほど鈴木議員も聞かれたので、そのことについては前向きに進んでいるとお伺いをしましたので、このことについては取り下げさせていただきます。

次に、2点目ですけれども、森林環境譲与税の有効活用について伺いました。林業従事者の育成、指導についても伺っておりますが、どのように進んでおるのか、お聞かせをいただきます。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。村長。

○村長（加藤 弘君） 森林環境譲与税を活用しての森林従事者育成、指導についてでございますけれども、林業人材の育成として、せきかわ山の担い手育成講座を令和4年度から取り組んでいるところですが、年々参加者が減少しており、今年度は開催を見送りました。これまでは新たな林業事業者の掘り起こしに主眼を置いておりましたが、関係機関と協議した結果、今後は活動をしている林業事業体や活動組織、これまでの担い手育成講座の参加者を育成していくと、新たなフェーズに移行していくことといたしました。

次年度におきましては、村内で活躍している団体などが安全に、そして継続的に森林施業活動が行えるよう、林業事業体の安全講習をメインとして、事業体が仕事に誇りを持てるような取組となるよう、関係機関と協力しながら実施したいと考えているところです。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。高橋さん。

○7番（高橋正之君） ありがとうございます。なかなか難しい問題になっているようですけれども、この環境譲与税を利用して、地域おこし協力隊はそこに入れないものですか。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。村長。

○村長（加藤 弘君） 地域おこし協力隊は、環境譲与税を使わなくても、国の支援がございまして、林業のための協力隊というのは、その税を使わなくても村としては全然問題ない事業であります。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。高橋さん。

○7番（高橋正之君） じゃあ譲与税を使わなくてもできるというお話でありますので、民間からなかなかそういう募集をかけても進まないのであれば、協力隊か何かの派遣でもできないものかその辺ちょっと伺いたします。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。地域政策課長。

○地域政策課長（米野哲弘君） 森林関係につきましては、現在、七ヶ谷地区でこれから正式に募集をかけるところで準備を進めているところです。

以上です。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。高橋さん。

○7番（高橋正之君） 分かりました。じゃあ今は準備を進めているということでよろしかったでしょうか。ありがとうございました。

私の質問を終わらせていただきます。

○議長（小澤 仁君） これで高橋さんの質問を終わります。

次に、3番、川崎哲也さん。最初の質問を許可します。

○3番（川崎哲也君） 3番、川崎です。よろしくお願いいたします。

まず、1つ目の質問は地域おこし協力隊の受入れ拡充と活動・生活の支援及び定住に向けた支援の拡充について質問させていただきます。

都市部から地方に移住し、地域おこし支援や住民の生活支援、農林水産業への従事などの地域協力活動を行いながら、その地域への定住を図る取組である地域おこし協力隊制度。現在、総務省では、全国の現役協力隊員の数、令和5年度で7,200人を令和8年度までに1万人に増やすことを目標に協力隊の受入れ自治体へ様々な支援の強化を行っています。

このことを踏まえ、以下4点伺います。

1つ目、これまでの協力隊の受入れ実績（隊員数、活動内容、任期後の定住事例など）をお伺いします。

2、協力隊制度の活用による実際の地域活性化の効果や問題点の検証は行っているか。

3、現在の協力隊員に対する活動・生活支援及び定住に向けた支援は。

4、今後の協力隊員の受入れに向けた取組は。

以上4点お願いします。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。村長。

○村長（加藤 弘君） 川崎議員のご質問に順次お答えをいたします。

地域協力隊につきましては、村では平成28年の12月、関川村地域おこし協力隊設置要綱を制定し、募集を開始いたしました。

まず、1点目の協力隊の受入れ実績についてですが、平成29年4月に最初の協力隊が着任し、これまで9名の協力隊を採用しております。

活動内容としましては、農林産物を活用した料理や土産品等の商品開発、観光情報の発信など多岐にわたっております。

任期後、定住につながったものは3件となっています。

次に、協力隊を採用した効果についてですが、活動を通じて新たな起業につながったこと、実績が少ないですが、任期満了後の定住につながったことが挙げられます。

一方、問題点についてですが、受入れ前のマッチングの段階で、任務について村や受入れ側等、調整不足を感じられる面があったことが挙げられます。

次に、協力隊の活動や生活支援、定住に向けた支援としましては、受入れに当たり、住まいとなる住宅の手配を行っております。また、活動中は月に1回、村担当職員と相談役となっている集落支援員が活動状況の報告を受けるとともに、協力隊の心配事などへの相談に乗っており、相談があれば随時対応をしているところです。

定住に向けた支援としましては、村独自に地域おこし協力隊起業支援補助金、そして資格取得等支援補助金制度を設けている他、県で実施しております初任者向けセミナーや活動事例を学べる研修等の紹介を行っているところです。

4点目の今後の受入れに向けた取組についてですが、採用面接時における村と受入れ側との綿密な調整を行い、また採用後は月1回の定例面談の他、生活や活動に慣れるまでの間、定期的に活動場所等へ担当職員が出向き意見交換や活動状況の確認を行いながら協力隊、受入れ団体、村、集落支援員の連携を密にして手厚くサポートできるように取り組んでまいります。

○議長（小澤 仁君） これで答弁を終わります。川崎さん。

○3番（川崎哲也君） ありがとうございます。今のご答弁をいただいて、協力隊制度の活用に関して村の考えは大体理解しましたし、賛同はできるところがあるのですがけれども、いま一度ちょっと明確にしたいところもありますので、幾つか再質問させてください。また、その質問の中でもう既に答弁の中で答えが出ていて重なる点があるかもしれませんが、一応再確認ということでよ

ろしくお願いします。

まず、採用、これまでの採用が9名で、その後、定住につながったものは3件ということでしたけれども、その他の6名は、恐らく任期満了していない方もいると思うのですけれども、任期満了した人と、それから途中退任になった人、その人数は割合はどれくらいでしょうか。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。地域政策課長。

○地域政策課長（米野哲弘君） これまで9名、協力隊を採用しておりまして、任期を満了した協力隊員の数が3名、途中で退任、残念ながら退任となった方が6名となっております。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。川崎さん。

○3番（川崎哲也君） じゃあ定住以外の方6名は、残念ながら途中で帰られたということですね。全国の協力隊の任期満了の割合は約7割とされています。67.68%でしょうか。それと比べるとちょっと村の方は3割ぐらいに3、4割ぐらいでしょうか、任期満了。ちょっと村のこの実績だと、全国平均に比べるとかなり低い状況になっているのですけれども、この数値を村ではどのように考えていますか。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。地域政策課長。

○地域政策課長（米野哲弘君） 定着率が低いということについては、協力隊の任務は地域の活性化にも繋がる場所が大きいですし、また任務終了後の定住につながるという村にとっては大きなメリットがございますので、途中で退任されて定着率が低いというのは非常に残念に感じております。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。川崎さん。

○3番（川崎哲也君） やはり村としても定着率及び定住率は上げていきたいということだと思うのですけれども、このまま途中退任が多い状態だとやはり協力隊の関係者であるとか募集のときに応募する方々の中で、やはりちょっと村の評判も下がるということもありまして、何とかこれから、総務省でも協力隊の人数は増やしていきたいということもあるので、村の方でも定着率とか定住率を上げていくような具体的な取組は何か考えていますか。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。地域政策課長。

○地域政策課長（米野哲弘君） 先ほど村長答弁にもございましたが、まずこれまでの例を見てみると、やはり一番最初のマッチングの段階で、面接のときになりますけれども、もちろん村側としても採用する側として、任務の内容等、詳しくお伝えしているつもりではあるのですけれども、やはりいざ実際に着任した後、活動に移ると自分が思っていたこととは違うとか、多少そういうところでずれが生じているというのも実際にございました。

まずは最初のそのマッチングのところはやはり受入れ側、村、協力隊と密に、ちょっとここは調整をしながら採用、その後の着任、業務と繋げていければと考えております。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。川崎さん。

○3番（川崎哲也君） 分かりました。ちなみにこの協力隊の受入れの手順というか、ちょっと流れについて教えていただきたいのですが、協力隊の任務は主に地域ブランドの開発であったり、それから住民の生活支援、それから農林業・漁業の従事があるのですが、その協力隊を受け入れるに関して、どの分野にどの団体がどんな人を受け入れるのか、そしてその人に何を目的に活動してもらうのかとか、そういう地域おこし拠点、企画というのでしょうかね、発案というか、その手順をちょっと教えていただけますか。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。地域政策課長。

○地域政策課長（米野哲弘君） 受入れまでの過程についてでございますが、まず地域の方から協力隊活用の相談を受けた場合には、募集に当たって募集要項というものを作成するのですが、こちらは作成の段階から地域の方々に入っていただいて相談しながら具体的なミッションを定め、要項を制定しております。

募集要項が完成した後に村のホームページで掲載し、実際に募集を行っております。その後、応募があれば面接において評定を面接者の評定を総合的に判断して、採用の可否を決めております。なお、地域から協力隊の活用希望がある場合などにつきましては、面接者側に村職員だけではなくて、地域の住民の方が加わる場合もございます。

以上です。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。川崎さん。

○3番（川崎哲也君） 地域の要望というか発案という感じなのでしょうけれども、その地域というのは、要は集落とかコミュニティーなどそういうことでしょうか。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。地域政策課長。

○地域政策課長（米野哲弘君） そういうことになります。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。川崎さん。

○3番（川崎哲也君） では、この協力隊の受入れ団体と村とのちょっと連携についてお伺いしたいのですが、今ほどお答えがありましたけれども、地域からまず課題を挙げてもらってそこからその課題解決のために地域おこし協力隊を活用するということになると思うのですが、地域おこし協力隊のこの制度を成功させるためには、やはり受入れ団体がまずその集落であったり、組織とかコミュニティーとかになるのでしょうかけれども、目標とか目的をしっかりと意識して協力隊員とともに活動することが大事だと思うのです。そこに村も加わって、自治体と受入れ団体と協力隊員を三位一体となって活動することが大事だと思いますし、他の地域の成功事例を見れば大体そのようになっているのですが、現在活動している隊員もいると思いますが、その3者とのコミュニケーションはしっかり取れているのでしょうか。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。地域政策課長。

○地域政策課長（米野哲弘君）　こちらについても先ほどの答弁と重複してしまいますけれども、やはり特にこの事前のマッチングのところにおいて、3者でより綿密に行わなければいけないと感じております。これについては先ほど申し上げましたようにやはりまだ改善できる部分というのはあると思いますので、今後そういったところに力を入れて取り組んでいきたいとも考えています。

○議長（小澤　仁君）　答弁を終わります。川崎さん。

○3番（川崎哲也君）　では、今募集している案件も幾つかありましたよね。女川ハムさんであったり、あと七ヶ谷の件であったり、あと何でしょうか。そこら辺ももうマッチング、今マッチングの状態ですよ。と言えいいのか、そこら辺もしっかり今後コミュニケーションを取って、そのすり合わせというのはしていくことでよろしいでしょうか。

○議長（小澤　仁君）　答弁を求めます。地域政策課長。

○地域政策課長（米野哲弘君）　実際に女川ハムさんにつきましては、数名の方から手を挙げていただいているところでありますので、そこについては受入れ側とのすり合わせ、調整を行っております。

○議長（小澤　仁君）　答弁を終わります。川崎さん。

○3番（川崎哲也君）　承知しました。

それと、協力隊員の日々の生活の支援について少しお伺いさせてください。協力隊というのは、都市部から地方に移住して地域おこし活動に従事するのが主な目的ではあるのですが、協力隊員にとっては、やはり都市部から離れて田舎での暮らしながら暮らしを大事にしながらそこで生きがいを見つけるということも、応募する方々の主な目的でもあると思うのです。

そこで、やはり見知らぬ地に来て地域に根差した活動をするということは、やはりその私生活においても、地域とのつながりとか自治体との繋がりとか、そういう良好なコミュニケーションってすごく大事だと思うのですが、その隊員が地域に来たときにどこかの集落に入ったときに孤立させないような支援とかが大事だと思うのですが、総務省でも協力隊サポートプランということで、生活支援のための項目もあると思うのですが、村では何かこれまでその日々の生活の方の支援も十分に行ってきたか、もしくはこれからそういうことを考えているのかもしありましたらお願いします。

○議長（小澤　仁君）　答弁を求めます。地域政策課長。

○地域政策課長（米野哲弘君）　今ほどの件については、先ほどの村長答弁の中にもございましたが、これまでは定例で月に1回、役場の担当者と集落支援員の方に同席いただいて、報告会の方、面談の方を行っておりますが、今後については村としても、先ほど申し上げましたように、なるべく定着というところに繋がりたいと考えておりますので、まずは着任後、活動に慣れるまでの間、また生活に慣れるまでの間、恐らく担当職員が主になるかとは思いますが、定例面談とは別で活動

現場へ出向いて、ちょっと意見交換とか状況を確認しに行ったりとか、そういったことは取り組んでいきたいと思っております。

以上です。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。川崎さん。

○3番（川崎哲也君） ありがとうございます。では、村でも今後の地域おこし協力隊制度の活用について、定着であったり定住、その割合を上げていく方向で向かっていくということで、ありがとうございます。

以上で、1点目の地域おこし協力隊についての質問を終わります。

○議長（小澤 仁君） 2番目の質問を許可します。

○3番（川崎哲也君） では、2番目の質問です。農業地域計画の策定状況と今後の活用について伺います。

同計画は、将来の農地利用の姿を明確化し、地域の農業の維持、発展を図ることを目的とし、農業者、関係機関及び地域住民の話し合いを基に令和6年度内に自治体が策定するものです。

令和6年9月定例会議にて、私から村の同計画の策定状況を質問したところ「稲刈り後に再度、関係者で話し合い、その後、最終的に取りまとめる。」との答弁であったので、追跡で以下2点伺います。

1、取りまとめは終わり、同計画は策定されたか。

2、同計画は今後、村の農業施策、方針にどのように生かされるか。

2点、お願いいたします。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。村長。

○村長（加藤 弘君） 農業地域計画につきましては、5つの地区ごとに委員会を開催し、取りまとめをいただき、現在は国や県など関係機関に提出し、意見・回答を待っている状況でございます。次年度以降は、村の農業施策などに反映しながら農業の将来あるべき姿に近づくよう事業を推進していくこととなります。

この計画は、これからの地域の農業について、農業者同士が協議して作成していただいたものです。今後は、計画に基づき関係機関と協議、協力をしながら、地域の農業が守れるよう事業展開をしていただけるように村としても後押しをしてまいりたいと考えています。

○議長（小澤 仁君） これで答弁を終わります。川崎さん。

○3番（川崎哲也君） ありがとうございます。では、今の答弁をいただきまして、その内容について少し再質問させていただきます。

まず、この地域計画はこれからの村の農業の発展をイメージして、ビジョンを明確にして共有することも目的の1つになっているのですが、実際に地域計画、地域農業の維持発展に関して

具体的なイメージ、計画というのは描けたのでしょうか。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。農林課長。

○農林課長（渡邊隆久君） ただいまの質問ですが、具体的にと言われると、ちょっとそこについては、はっきりした計画というのではないというところは申し上げたいと思います。

○議長（小澤 仁君） 具体的ではないということはどういうことですか。農林課長。

○農林課長（渡邊隆久君） 地域計画におきましては、地区の課題やそれに対しての方針とかはありますけれども、具体的に、例えば何をどうするということは、はっきりとはうたわれていないような計画となっております。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。川崎さん。

○3番（川崎哲也君） 農業の将来あるべき姿を具体的にするための、この地域計画ではなかったのでしょうか。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。農林課長。

○農林課長（渡邊隆久君） やはり地元での委員会の話から10年後の姿というのはなかなか想像しにくいという中で、現状、今耕作している方々の農地、これを守っていくということでの始まりというような感じで、今後進むことに、10年間ありますが、その都度、変更等を加えていくということになろうかと思っています。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。川崎さん。

○3番（川崎哲也君） 一応この地域計画策定に当たっては、農業関係者の方でいろいろこう、やり取りするということで、恐らく農協さんも入っていると思うのですが、農協さんの方では、昨年度合併したことで新たに地域農業の在り方を明確にビジョンとして掲げているのですが、何かそういうやり取りとかがないのでしょうかね、その農協さんと。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。農林課長。

○農林課長（渡邊隆久君） 地域計画のときの集まりにも農協さんにも出てもらっていますし、今回の関係機関への意見・回答ということでも今出している最中ですので、そちらの方を踏まえながら計画の方を進めたいと思っています。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。川崎さん。

○3番（川崎哲也君） 一応地域計画は提出したということですが、これからもその関係機関ですか、農協であったり、土地改良区や農業委員会、あと住民や農家さんなどと会合は続けていくという感じでしょうか。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。農林課長。

○農林課長（渡邊隆久君） 年に何回とかそういうことではないと思いますけれども、やはり課題等が大きくなる前に地区の方から声が上がれば、それに対しての会合等は開きながら計画を変更して

いくということになろうかと思います。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。川崎さん。

○3番（川崎哲也君） じゃあ集まろうと思えば集まって、やはり話し合いは続けていくという感じでしょうかね。多分この地域計画の中で、恐らく課題がもういっぱい見えてきたと思うのですけれども、例えば担い手不足とか、そこはもう別に地域計画をつくらなくてもそれはずっと課題だったと思いますが、その担い手不足とか後継者不足に対して、農業者確保の取組とか今後どのように考えていますか。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。農林課長。

○農林課長（渡邊隆久君） その地区によって多少は違いますけれども、やはり法人等の設立をはじめ、大規模でやっている方等に農地を集めていくということを基本にしながらただそれだけでは多分地区の農地を守ることはできないので、現在の方々にも協力をしてもらいながら進めるというようなことで、皆さんで集まったときの話し合いはあったというふうに聞いております。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。川崎さん。

○3番（川崎哲也君） すみません、農業者確保の取組です。新たに農業を始める、始めるというか、後を継いでもらうでもいいのですけれども、農業者を増やすための取組って何か具体的に考えていますか。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。農林課長。

○農林課長（渡邊隆久君） 県での新規就農者に対する事業がありますので、そちらの方を利用しながら進めたいと思います。ちなみにですが、令和2年かな、それから1人の方、新規就農ということでは、農業に従事している方もいますので、そちらの方の意見等をいろいろ聞きながら制度を利用していい農業経営に持っていきたいと思っております。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。川崎さん。

○3番（川崎哲也君） 制度の利用とかも非常に大切だと思うのですけれども、村の農業のPRもいかがかと思うのですけれども、例えば学生とか若者向けに対してキャリア教育であったり、あと就農フェアのようなイベントで、村で農業のPRとかそういうのは行っているのでしょうか。何か農協さんだと高校生向けに近隣の合同会社説明会みたいなのに出向いて、農業の仕事をPRしているようでも。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。農林課長。

○農林課長（渡邊隆久君） 高校生向けといいますと、村には高校がありませんので、各村の子供たちがそれぞれの学校、いろんな学校に行っていますけれども、そちらの方に出向くということは、ちょっとすみませんが考えておりません。小中学校については、学校田等を活用しながら、農業の大切さ等の教育をしてもらっていると思いますので、その取組を後押しできればいいかなと思って

おります。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。川崎さん。

○3番（川崎哲也君） じゃあ担い手確保については承知しました。

次に、村独自の農業支援とか取組についてちょっとお伺いしたいのですけれども、国が今進めている農政、スマート農業であったり大規模機械化、それから何か生産性を向上させて輸出を拡充するとか、食料安全保障の観点から食料の輸入流通を安定化させるとか、何かそういった国の今農政って、関川村とかの中山間地の農業とか農家を守る施策になっていないような感じもありまして、そもそも中山間地だけじゃなくて、農業は全国的に課題山積みですから国の農政が間違っているという声も多く聞きます。

その中で、村内の農業の維持・発展のために村独自の支援・取組が必要だと考えるのですけれども、村としては何か考えていることはありますか。

○議長（小澤 仁君） 川崎さん、それ、通告になかった内容かと思うのですけれども、どうでしょうかね。

○3番（川崎哲也君） 通告、地域計画を立てた上で、課題とかイメージが見えた中で村の支援、独自の支援はないかということなののですけれども。

○議長（小澤 仁君） なるほど。答弁を求めます。農林課長。

○農林課長（渡邊隆久君） 中山間地の農業での課題というのは、やはり高齢化等の問題が大きくなってきていると思います。村としては、例えば個々で今までやっていました防除、こちらの方をドローンを使った共同防除に共同防除をすることによっての高齢者の方々の負担等の軽減等を図りながら新たな農業につながればいいなというふうには考えております。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。川崎さん。

○3番（川崎哲也君） 承知しました。逆にちょっと提案したいのですが、地域おこし協力隊制度を活用してはどうでしょうか。そもそも地域おこし協力隊の活動内容の1つに農林漁業の従事というのがありますので、そこら辺はどうでしょうか。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。農林課長。

○農林課長（渡邊隆久君） 先ほど地域政策課長からも話がありましたように例えば地区の方からそういう話が来れば、相談に乗りながらその方向で進めたいと思いますが、今のところ農林課の方にそういう話が来ていませんので、まだその考えは今のところはありません。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。川崎さん。

○3番（川崎哲也君） では、集落とかコミュニティーとかそういうところから要望があれば、地域おこし協力隊の活用も可能ということでしょうか。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。農林課長。

○農林課長（渡邊隆久君） それについては可能だと思いますが、やはりマッチング等のいろいろな問題が出てくると思いますので、慎重に進めたいと思います。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。川崎さん。

○3番（川崎哲也君） 承知しました。

あと、もう一つちょっと提案なのですけれども、オーガニックビレッジについてちょっと提案させていただきます。農林水産省では、みどりの食料システム戦略を踏まえて、有機農業、その生産から消費までを地域ぐるみで取り組むオーガニックビレッジの創出に取り組む市町村の支援に取り組んでいます。

令和7年度中に全国で100市町村を目指していたオーガニックビレッジ、令和6年度中に130地域がオーガニックビレッジ宣言をしたということで、1年前倒しで目標が達成されたようです。県内でも、新発田と佐渡がオーガニックビレッジを宣言しています。

昨今の健康とか環境意識の向上、それから食育への関心の高まりから有機農業の果たす役割にも消費者とか一般の人からも注目が集まっています。国も2050年までに農地の25%を有機にしていこうという方針を打ち立てています。また、生産者にとっても化学肥料の価格高騰などがあり、経営リスク分散という意味でも有機農業に取り組むメリットもあると思います。どうでしょうか、このオーガニックビレッジ、関川村も取り組んでみては。

○議長（小澤 仁君） 川崎議員にお伝えします。そういう提案でいいことがあるのであれば、通告していただけると理事者側もきちっと調べてきちっとした答弁ができるので、今後、通告文に加えていただくことをお願いできますか。

どうでしょう、答弁できますか。農林課長。

○農林課長（渡邊隆久君） 大変すみません、勉強不足でオーガニックビレッジのことについてはまだよく分かりませんので、先進地であります佐渡、新発田の方といろいろお話を聞きながら村にとって必要であれば、やはり取り組んでいくことになるかと思います。ただ、今ほど議員からお話がありましたように30市町村のうちまだ2つということであれば、ちょっと勉強する必要があるのかなと思いますので、今後の検討とさせていただきたいと思います。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。川崎さん。

○3番（川崎哲也君） よろしくお願ひします。

以上で、2つ目の農業地域計画についての質問を終わります。

○議長（小澤 仁君） 3番目の質問を許可します。

○3番（川崎哲也君） では、3つ目の質問に進みます。

村の脱炭素事業の進捗状況について。

脱炭素先行地域（107市町村81提案。令和6年12月）のうち、約8割以上の地域で、事業計画の

一部もしくは全体に実施の遅れが出ているとの調査結果があり、先行地域辞退も先ほど平田議員からありましたが、2例あります。

また、世界的な資材価格高騰などの世界経済の情勢の変化と各国の脱炭素・エネルギー施策の見直しもある中で、以下2点伺います。

1、村の脱炭素事業は計画どおり進んでいるか。

2、世界情勢の変化も視野に先行地域辞退も含め、村の脱炭素事業計画の抜本的な見直しの可能性もあるか。

以上、よろしくお願いします。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。村長。

○村長（加藤 弘君） 初めに、脱炭素事業が計画どおり進んでいるのかというご質問についてであります。脱炭素先行地域計画提案書では、二酸化炭素排出量の抑制という大きな数値目標を掲げており、それを実現するために様々な事業を盛り込んでおります。

しかしながら、現地調査結果を受けて発電設備を設置する公共施設を変更したケースや物価高騰による事業採算性の観点から事業規模を縮小したケースなど、幾つか計画変更しながら事業を展開しているところであり、全体的な進捗としては少し遅れているのが現状でございます。

しかし、太陽光発電や小風力発電、公共施設の省エネ事業などは順次着手しており、マイクログリッド構築を含め、概ね7年度内には完了する見込みとなっております。これらの計画変更につきましては、環境省から無理に計画を進めるのではなく、代替案等を検討し数値目標に近づけるようご指導をいただいているところでございます。なお、昨年秋に実施されました中間評価の公表が先日発表され、当村の取組は継続が適当であるという判断をいただいたところであります。

次に、世界情勢の変化も視野に、事業の計画検討をしているのかという質問でありますが、脱炭素事業において資材の多くが海外製品であるため、近年の円安や物価高の影響をじかに受けております。このため、太陽光パネル、小型風力においては、事業採算性を確認をしながら事業規模を検討し、事業を行っているところです。また、木質バイオマス事業は、採算性にも大きな影響が出ることから、様々な角度から再検討をしているところです。

村としては、先行地域の辞退についての考えはなく、引き続き海外情勢の変化を常に意識し、必要により事業の見直しの検討を行いながら事業を進めていくこととしております。

○議長（小澤 仁君） これで答弁を終わります。川崎さん。

○3番（川崎哲也君） ありがとうございます。では、今の答弁を受けまして、幾つか再質問させていただきます。

まず、計画から少し進捗は遅れている現状ということなのですが、ちょっとそれに関して地域住民の関わりというか参加についてお伺いしたいのですが、当初からこの事業は、再エ

ネ発電とか温室効果ガス排出の削減だけが目的ではなくて脱炭素事業を通じて地域課題の解決が目的だったと思います。農林業の振興であったり、それから電力の自給化、そういう地域課題の解決も目的の1つだったと思うのですけれども、そのためにはやはり地域課題を解決するためには村民の参加とか関わりも必要だと思うし、事業を予定どおり進めていくには、計画どおり進めていくにはやはり地域の方の関わりが大事だと思うのですけれども、そこら辺、地域の方の参加とか関わり、企業さんでもいいのですけれども、どのようになっていますでしょうか。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。脱炭素推進室長。

○脱炭素推進室長（大島祐治君） 今ほどのご質問にお答えをしたいと思います。

地域とのつながりであったり、地域住民の皆様とのつながりという点でございます。以前より議員の方からは、地域とのつながりが大事だというご指摘をいただいていたかと思えます。私もそのように感じておりますし、情報発信そのものはまだ不足をしているのではないかなと私は考えております。

ですが、まず、すぐ近くではございますけれども、中学校の方で出前講座等を会開催させていただいて、子供たちにまず理解していただくという取組を毎年1回、これは開催をさせていただいているところです。小学校からもお願いというか依頼があれば行かせていただいて、脱炭素、クイズ形式だったりという格好で、脱炭素の理解促進をさせていただいているところです。

企業さんとのつながりという点についてもあったかと思えますが、まず直接、企業とのつながりの中で脱炭素化を進められているかという点とまだそこについては手つかずの部分は多くございますが、今回村が起こしたこの会社には、村から事業の撤退を計画していた企業さんの方から出向いただいたりして、何とかこの脱炭素事業にこの村で事業を行っている会社の皆さんにも参画していたような工夫をさせていただいているところでございます。

以上です。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。川崎さん。

○3番（川崎哲也君） 村民の参加、関わりについては承知しました。

続いて、答弁の中で、必要に応じて事業の見直しの検討を行いながら事業を進めていくということなのですが、ランニングコストを含めた事業の採算性についてお伺いします。発電施設の導入のときには国から多くの補助が出ているのですけれども、施設の運用であったり、それから維持管理费用、それからそういうのを考えても採算は合う計画なののでしょうか。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。脱炭素推進室長。

○脱炭素推進室長（大島祐治君） いろいろなランニングコストについては様々、設備を設置する会社の方であったり、そういったところにきちんと相談をさせていただいて見通しを立てたところでございます。

先ほど村長の答弁の方にございました木質バイオマス事業、こちらについては円安の影響が、ランニングにも影響するというところの中で、改めて様々な角度から再検討をさせていただいているという状況でございます。

以上です。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。川崎さん。

○3番（川崎哲也君） 世界情勢の変化を常に意識しということも検討材料にはあるのですが、一応今のところ、先行地域の辞退は考えていないということなのですが、ちょっと世界を見回すと脱炭素から脱炭素の動きも出ていまして、そういうのも含めるとこれからあと円安とか物価高、そういうのを含めるとそれでもそういうのも含めて、ランニングコストとかも計算に入っているところでしょうか。その世界の大きな流れの変化の中でも大丈夫だということも計算に入っているのでしょうか。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。脱炭素推進室長。

○脱炭素推進室長（大島祐治君） 今ほどのご質問にお答えしたいと思います。川崎議員の方から前段でお話をいただきました今回の地域課題の解決の中では、この地域の経済という部分も考えていきたいというふうに考えてございます。世界情勢、様々変化をしている状況で、そこはかなり意識しながらこの事業は進めさせてもらっております。そういった面ではランニングコストについても世界情勢を見ながら検討をさせていただいております。

ただ、地域経済というところを考えますと村ではエネルギーを生み出すことができていないという現状がございますので、その地域経済という部分を考えても計画の見直しをしながらにはなりますが、エネルギーを創ることで地域の課題解決につながるという形で続けさせていただきたいと考えております。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。川崎さん。

○3番（川崎哲也君） ありがとうございます。電気の自給ということに関してなのですがこの村の施設で発電した電気というのは、村民の方、住宅とか企業さんなどで使える電気なのでしょうか。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。脱炭素推進室長。

○脱炭素推進室長（大島祐治君） 先ほど平田議員のご質問の中でお話をさせていただいたのですが、当初の計画、大きな発電設備を設けて外部にも出せるという格好で捉えていたときは、今現状、村の発電設備だけではなかなか厳しいかなと考えてございます。オフサイトの電源を拡充したりという中で、電気をつくっていきたいと考えております。

地域の住民の皆様はその電気を送ったり、民間事業所の方に送れるかということでございますが、まだふさとエネルギーが電力の小売という会社、実現できておりません。これからそういったス

キルを磨いて実施していきたいと考えております。

今後、整備した設備から公共施設に電力を送るという事業をベースにして、電力の小売という事業をきちんと考えさせていただいて、その後に民間事業所であったり住宅の皆様にとしたら電気を送れるか検討させていただいて、事業は進めていきたいと考えております。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。川崎さん。

○3番（川崎哲也君） 承知しました。

以上で3つ目の質問を終わります。

○議長（小澤 仁君） これで3番、川崎哲也さんの一般質問を終わります。

以上で一般質問を終わります。

休憩します。2時30分まで。

午後2時19分 休 憩

午後2時30分 再 開

○議長（小澤 仁君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

日程第5、議案第5号 関川村おおしま交流館の設置及び管理に関する条例の制定について

○議長（小澤 仁君） 日程第5、議案第5号関川村おおしま交流館の設置及び管理に関する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。村長。

○村長（加藤 弘君） まず、議案を説明いたします前に一言おわびを申し上げます。

議案提出に当たりまして、差し替え等の修正が複数ありまして、大変ご迷惑をおかけいたしました。今後こうしたことがないように十分注意をいたしたいと思っております。

さて、議案第5号は、関川村おおしま交流館の設置及び管理に関する条例の制定についてでございます。

これは、令和5年度末に閉園いたしました大島保育園を活用する際の管理方法や使用料金などについて定めるものでございます。既に子供たちの居場所などとして活用されておりますが、今年度については、村からの委託事業を行っていただいていることから普通財産扱いとしているところであり、今後は独自事業を行うために行政財産を貸し出すという整理にしております。

詳細につきまして、政策監に説明をさせます。

○議長（小澤 仁君） 政策監。

○政策監兼総務課長（野本 誠君） それでは、説明させていただきます。

関川村おおしま交流館の設置及び管理に関する条例でございます。

この条例につきましては、村長から説明がありましたとおり、旧大島保育園の活用でございます。既に平成30年のときに、旧女川保育園を光兔交流館として設置してございます。その条例と内容は、同様のつくりになってございます。

今回の条例でございますけれども第2条で設置ということで、関川村おおしま交流館、「おおしま」は平仮名で表現をしてございます。

それから、使用料につきましては、第8条に規定がございます。具体的な金額は裏面の別表ということになります。別表で、全館・月額ですけれども、1万2,000円という使用料を設定したところでございます。光熱水費などの経費については、使用者の実費負担とするという規定でございます。

説明は以上でございます。

○議長（小澤 仁君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。2番、加藤つや子さん。

○2番（加藤つや子君） お願いします。すみません、去年の8月から、四季の暮らしの方がお使いになっているということで、そこところは委託契約ということで金額は発生しないというご説明でしたよね。今後なのですけれども、全館使用料で、模様替えなどもされているのですけれども、その辺はどうなるのでしょうか。今まで模様替えはしていなかったのであればいいのですけれども、既に模様替えをしているところもありますよね。そういったところのお金は取らないのでしょうか。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。政策監。

○政策監兼総務課長（野本 誠君） 施設の修繕に関しては、基本的な考えとしては村の施設です。で、大家である村が修繕するということになります。ただ、利用者の希望で、例えば壁を張り替えるだとかそういったところには、事業者にそういう修繕を認めさせて実費でやっていただくというケースもございます。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。2番、加藤さん。

○2番（加藤つや子君） 冬場はストーブですよ。まきストーブが設置されていたと思うのですけれども、煙突を出して壁をぶち抜いてというような工事がされていたと思うのですけれども、その辺は許可の上ということで判断してよろしいでしょうか。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。政策監。

○政策監兼総務課長（野本 誠君） そのとおりでございまして、事前協議がございましたので、認めているといったところでございます。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。10番、鈴木さん。

○10番（鈴木紀夫君） 10番、鈴木です。この別表の全館・月額1万2,000円、これは今、四季の暮らしと福ふくが入っておりますが、これからまた今度、令和関谷学園といった高校、通信制の高校

が入ってきました。これはどういった割り振りになるのでしょうか。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。政策監。

○政策監兼総務課長（野本 誠君） まず、大きく使っているのが四季の暮らし協議会さんでございまして、居場所づくりであるのですが、そこに暮らし協議会が令和学園を開くというふうに聞いております。ですので、村としては、福ふくさんと四季の暮らし協議会に2つに貸し出すということになろうかと思います。料金については、面積按分を考えてございます。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。10番、鈴木さん。

○10番（鈴木紀夫君） じゃあ面積按分ということで、共有費、場所の面積なんかはどういった按分になるのですか。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。政策監。

○政策監兼総務課長（野本 誠君） 面積按分については両方で話し合いをしていただくことになっておりますので、共有費をどう考えるか、それは両者に委ねたいと考えております。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。10番、鈴木さん。

○10番（鈴木紀夫君） ということは、一番下の注意事項のところに光熱水費ということもありますけれども、これも同じような扱いで両者の協議ということでよろしいでしょうか。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。政策監。

○政策監兼総務課長（野本 誠君） そのとおりでございまして、光熱水費、本当であれば、その福ふくさんが使っている一室に個別のメーターをつけられればいいのですけれども、それも経費がかかりますので、皆さんと相談した結果、いや、そこは自分たちで決めますということで、実費を村に納めていただくということで、今現在もその方式で実施しております。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。

そのほか質疑ありませんか。2番、加藤つや子さん。

○2番（加藤つや子君） カフェを運営していると思うのですけれども、その件について教えてください。保健所の許可等は必要のないカフェの運営になりますか。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長（渡邊浩一君） 保健所の許可は事前にとって行っております。それに伴ういろいろと施設の対応は、四季の暮らしの方で対応したというところでございます。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤 仁君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第5号については、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤 仁君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第5号については、委員会付託を省略します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤 仁君） 討論なしと認めます。

これより議案第5号を採決します。

お諮りします。本案について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤 仁君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

日程第6、議案第6号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の
制定について

○議長（小澤 仁君） 日程第6、議案第6号刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の
整理に関する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。村長。

○村長（加藤 弘君） 議案第6号は、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に
関する条例の制定についてでございます。

これは、国の法改正に伴い条例の一部を改正するものでございます。

詳細を政策監に説明をさせます。

○議長（小澤 仁君） 政策監。

○政策監兼総務課長（野本 誠君） それでは、説明をさせていただきます。

今回の国の法律ですけれども、刑法が改正になります。それで、令和7年6月1日からということ
でございますが、主な中身は、懲役と禁錮が拘禁刑に一本化されるという改正でございます。懲
役の受刑者は刑務作業が義務でありますし、禁錮の受刑者は刑務作業が任意ということになってご
ざいます。これが拘禁刑に一本化され、刑務作業については、行わせるかどうかは受刑者ごとに判
断すると、受刑者の特性に応じた更生プログラムが行われるということでございます。

この改正によって、村の関係する条例を見ましたところ、3つ関係がございました。関川村個人
情報保護法施行条例、関川村一般職員の給与に関する条例、関川村消防団の定員、任免、給与、服
務等に関する条例、以上3つでございます。この条例の中に、「懲役」と「禁錮」という文言が出
てまいりまして、これを「拘禁刑」に改正するという内容でございます。

この３つの条例の改正を１つの改正条例として、今ご提案をさせていただきました。

説明は以上でございます。

○議長（小澤 仁君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤 仁君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっています議案第６号については、会議規則第３９条第３項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤 仁君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第６号については委員会付託を省略します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤 仁君） 討論なしと認めます。

これより議案第６号を採決します。

お諮りします。本案について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤 仁君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第６号は原案のとおり可決されました。

日程第７、議案第７号 関川村地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の全部を改正する条例

○議長（小澤 仁君） 日程第７、議案第７号関川村地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の全部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。村長。

○村長（加藤 弘君） 議案第７号は、関川村地域包括支援センターの職員及び運営の基準を定める条例の全部を改正する条例でございます。

これは、国の法律改正に適時対応できるよう地域包括支援センターの基準を定めた条例の全部を改正するものでございます。

詳細は健康福祉課参事に説明をさせます。

○議長（小澤 仁君） 健康福祉課、佐藤参事。

○健康福祉課参事（佐藤恵子君） 議案第７号関川村地域包括支援センターの職員及び運営に関する

基準を定める条例の全部を改正する条例について説明させていただきます。

村が指定する地域包括支援センターの基準を定めている条例を全部改正するものです。

このたび、国の人員基準に関する一部改正が行われました。これまで国の省令の条文を村の基準として定めていたものを今回の改正の機会に第2条介護保険法施行規則に定めるところにすると定め、全部改正するものです。

以上です。

○議長（小澤 仁君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。2番、加藤つや子さん。

○2番（加藤つや子君） 2番、加藤です。以前の条例に比べて非常に簡単なものとちょっと察したのですけれども、趣旨が定められていて、定義とか基本方針とかその辺は必要ないものでしょうか。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。佐藤参事。

○健康福祉課参事（佐藤恵子君） 第2条の介護保険法施行規則に定められておりますので、国の法律に準ずることにさせていただいております。

以上です。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。

そのほか質疑ありませんか。2番、加藤つや子さん。

○2番（加藤つや子君） すみません、2番、加藤です。タイミングが遅れて申し訳ございません。

それでは、2条に定めるところによるということで、そこに具体的な内容が書いていると察するところではありますけれども、大きな改正があった場合もこれで対応するということになりますか。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。佐藤参事。

○健康福祉課参事（佐藤恵子君） 加藤議員のおっしゃるとおりで、国が改正したときに間違いがないようにこの条例改正でそれを定めるものでございます。

以上です。

○議長（小澤 仁君） これで答弁を終わります。

そのほか質疑ありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤 仁君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第7号については、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤 仁君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第7号については、委員会付託を省略します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤 仁君） 討論なしと認めます。

これより議案第7号を採決します。

お諮りします。本案について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤 仁君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

日程第8、議案第8号 関川村議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

○議長（小澤 仁君） 日程第8、議案第8号関川村議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。村長。

○村長（加藤 弘君） 議案第8号は、関川村議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例でございます。

これは、昨年末に特別職等報酬審議会から答申をいただきました内容に基づき、議員報酬を引き上げるために条例の一部を改正するものでございます。

具体的な内容は政策監に説明させます。

○議長（小澤 仁君） 政策監。

○政策監兼総務課長（野本 誠君） それでは、説明をさせていただきます。

改正前と改正後が載っておりますけれども、改正後でございますが、一律1万5,000円引き上げるというものでございます。議長の月額27万8,000円、副議長、月額20万9,000円、常任委員長、議会運営委員長、月額19万9,000円、議員、月額18万9,000円にそれぞれ改正するというものでございます。

説明は以上です。

○議長（小澤 仁君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。10番、鈴木さん。

○10番（鈴木紀夫君） 10番、鈴木です。報酬審議会が答申があったというような説明でしたけれども、この1万5,000円アップというのは、アップの理由というのでしょうか、この意味というのがありますでしょうか。

○議長（小澤 仁君） 数字の根拠でよろしいですか。（「根拠で」の声あり）

答弁を求めます。政策監。

○政策監兼総務課長（野本 誠君） 答申内容も具体的に一律 1 万 5,000 円が適当であるというふう
にいただいております。私も会議に出席しておりましたけれども、その委員の皆様には県内の町村
の議会議員の皆さんの報酬額一覧表を示しております。それを見ていただいた上で、このぐらいが
妥当だろうというご判断をいただいたということでございます。

○議長（小澤 仁君） これで答弁を終わります。

そのほか質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤 仁君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第 8 号については、会議規則第 39 条第 3 項の規定により委員会
付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤 仁君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第 8 号については、委員会付託を省略します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤 仁君） 討論なしと認めます。

これより議案第 8 号を採決します。

お諮りします。本案について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤 仁君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第 8 号は原案のとおり可決されました。

日程第 9、議案第 9 号 関川村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

日程第 10、議案第 10 号 関川村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

○議長（小澤 仁君） 日程第 9、議案第 9 号関川村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を
改正する条例及び日程第 10、議案第 10 号関川村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条
例の以上 2 件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。村長。

○村長（加藤 弘君） 議案第 9 号は、関川村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正す
る条例、議案第 10 号は、関川村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例でござい
ます。

これらは、育児・介護の両立支援制度が利用しやすい勤務環境を整備するため、国や県に倣い条

例の一部を改正するものでございます。

詳細は政策監に説明をさせます。

○議長（小澤 仁君） 政策監。

○政策監兼総務課長（野本 誠君） それでは、説明をさせていただきます。

説明に当たりましては、議案とは別にお配りをしております総務課説明資料、ホチキスで3枚留めのものでございますが、それをご覧いただききまして、説明をさせていただきたいと思います。

今回の議案第9号、10号、この趣旨につきましては、村長も今申し上げましたのですが、人事院が行った報告におきまして、仕事と生活の両立支援の拡充という項目があります。これを受けまして国・県で所要の改正を行うということで、村もそれに倣うというものでございます。

大きくは4つございます。

1つが、育児または介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限ということでございます。議案第9号の関係でございますが、育児をする、あるいは介護を行うという職員が請求した場合には、特別な事情を除き深夜勤務あるいは時間外勤務をさせないという条文がございます。ここの子供の定義でございますが、現行では3歳に満たない子となっておりますが、これを改正をして、小学校就学の始期に達するまでの子ということで、この範囲を拡大するという改正でございます。

それから、2つ目といたしましては、条例規則に病気休暇、療養休暇というのが混在しております。意味合いは同じでございますが、療養休暇に統一するというところでございます。

それから、3つ目でございますが、仕事と介護の両立支援制度を利用しやすい勤務環境の整備ということで、3つの項目を条文に盛り込むということでございます。1つが、職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施、2つ目として介護両立支援制度等に関する相談体制の整備、3つ目として、その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置ということでございます。

それから、4つ目といたしましては、国の法律が長いのですが、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正に伴いまして条文を整理するというところでございます。

説明は以上でございます。

○議長（小澤 仁君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

初めに、議案第9号の質疑を許可します。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤 仁君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第9号については、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤 仁君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第 9 号については、委員会付託を省略します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤 仁君） 討論なしと認めます。

これより議案第 9 号を採決します。

お諮りします。本案について原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤 仁君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第 9 号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第10号の質疑を許可します。質疑はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤 仁君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっています議案第10号については、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤 仁君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第10号については、委員会付託を省略します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤 仁君） 討論なしと認めます。

これより議案第10号を採決します。

お諮りします。本案について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤 仁君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

日程第 1 1、議案第 1 1 号 関川村一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

日程第 1 2、議案第 1 2 号 関川村技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

日程第 1 3、議案第 1 3 号 関川村国民健康保険診療所勤務医師の給与に関する条例の一部を改正する条例

る条例

○議長（小澤 仁君） 日程第11、議案第11号関川村一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例から日程第13、議案第13号関川村国民健康保険診療所勤務医師の給与に関する条例の一部を改正する条例の以上3件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。村長。

○村長（加藤 弘君） 議案第11号から議案第13号の3議案は、職員の給与に関する条例でございます。

これらは、若年層の給与引上げに続く措置として中堅職員の給与の最低水準の引上げを行うほか諸手当の改正を行うため、国・県に倣い条例の一部を改正するものでございます。

詳細は政策監に説明をさせます。

○議長（小澤 仁君） 政策監。

○政策監兼総務課長（野本 誠君） それでは、説明をさせていただきます。

説明に関しましては、別にお配りしております先ほどご覧いただいた資料の2ページ目をご覧くださいまして、説明をさせていただきたいと思います。

今回のこの改正でございますけれども、趣旨といたしましては、国あるいは県も同じであります。段階的に給与制度の改定を行っております。当村においても12月議会におきまして可決いただきましたが、若年層の給与制度改正を行いました。それに加えてさらに職員の処遇改善を行うというものでございます。

改正は大きく2つございまして、1つ目が給料表の改正でございます。行政職の給料表、そして技能労務職給料表、医療職給料表、それぞれ改正がございます。最低水準を引き上げるということでございますが、うちの村にこれを置き換えますと、このたびの給与改定で即適用する職員はいないというのが現実でございます。この国の改正の趣旨としては、民間人材の採用時の給与改善などに重きを置いているということでございます。そんな関係で即、適用する職員はないという状況でございます。

それから2番目、各諸手当の改正ということです。

まず、1つ目、通勤手当です。支給限度額、月額5万5,000円、これが上限となっておりますが、これを15万円に引き上げるという改正でございます。

それから、2つ目が扶養手当でございますけれども、配偶者の扶養手当を段階的に廃止すること、現行で6,500円ですけれども、令和8年度には支給しないということの改正です。一方、子供の扶養手当については、現行1万円ですけれども、段階的に引き上げて令和8年度に1万3,000円にするという改正であります。

それから、3つ目、管理職の特別勤務手当でございます。平日の深夜勤務に対する手当の時間帯

を拡大するということでありまして、現行は午前0時から午前5時の間に勤務した場合に手当を支給してございますが、これが改正後は午後10時から翌日の午前5時までの間ということで、時間帯の拡大でございます。

最後に、4つ目でございますが、暫定再任用職員、定年前再任用短時間勤務職員への支給手当の拡大ということで、住居手当、寒冷地手当等を支給するというところでございます。なお、定年前再任用時短職員は制度はございますけれども、今、該当職員はいないという状況でございます。

説明は以上です。

○議長（小澤 仁君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

初めに、議案第11号の質疑を許可します。質疑はありますか。9番、平田さん。

○9番（平田 広君） 私も職員だったのですけれども、前は管理職手当をもらっていて、そうしていればこれは残業手当はなかったのですけれども、これはいつからこういう手当がつくようになったのですか。前はなかったですね。

○議長（小澤 仁君） 答弁できますか。平田さん、もう1回、具体的に。

○9番（平田 広君） 課長になれば管理職手当をもらって、10%もらって、ほかの残業手当というのはなかったと思ったのですけれども、その辺、お聞きします。

○議長（小澤 仁君） 政策監。

○政策監兼総務課長（野本 誠君） ご質問ですけれども、時間外手当の支給はございません。ただし、ここに書いている管理職の特別勤務手当というのがあって、この深夜から朝方にかけて勤務した場合、具体的には災害時などの想定ですけれども、そういった場合には支給をしてございます。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。

そのほか質疑ありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤 仁君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第11号については、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤 仁君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第11号については、委員会付託を省略します。

これより討論を行います。討論はありますか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤 仁君） 討論なしと認めます。

これより議案第11号を採決します。

お諮りします。本案について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小澤 仁君) ご異議なしと認めます。

したがって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第12号の質疑を許可します。質疑はありますか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長(小澤 仁君) 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっています議案第12号については、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小澤 仁君) ご異議なしと認めます。

したがって、議案第12号については、委員会付託を省略します。

これより討論を行います。討論はありますか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長(小澤 仁君) 討論なしと認めます。

これより議案第12号を採決します。

お諮りします。本案について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小澤 仁君) ご異議なしと認めます。

したがって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第13号の質疑を許可します。質疑はありますか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長(小澤 仁君) 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっています議案第13号については、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小澤 仁君) ご異議なしと認めます。

したがって、議案第13号については、委員会付託を省略します。

これより討論を行います。討論はありますか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長(小澤 仁君) 討論なしと認めます。

これより議案第13号を採決します。

お諮りします。本案について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小澤 仁君) ご異議なしと認めます。

したがって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

休憩します。3時15分まで。

午後3時02分 休 憩

午後3時15分 再 開

○議長(小澤 仁君) 休憩前に引き続き会議を再開します。

日程第14、議案第14号 財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例

○議長(小澤 仁君) 日程第14、議案第14号財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。村長。

○村長(加藤 弘君) 議案第14号は、財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例でございます。

これは、公共性の高い事業を行う場合などに行政財産を無償貸付けまたは減額貸付けをすることができる規定を加えるために条例の一部を改正するものでございます。

詳細は政策監に説明をさせます。

○議長(小澤 仁君) 政策監。

○政策監兼総務課長(野本 誠君) それでは、説明をさせていただきます。

改正後の方をご覧いただきたいと思います。第5条に一文を加えます。「前条第1項の規定は、行政財産を貸し付け、又はこれに私権を設定する場合に準用する。」ということでございます。

この前条第1項でございますが、普通財産のことを規定してございます。普通財産を無償または時価よりも低い価格で貸し付けることができるという規定が、前条第1項でございます。このたびの改正によりまして、行政財産についても普通財産同様に無償貸付け等ができるというふうに改正をするものでございます。

附則で、施行日は令和6年4月1日から適用するということでございます。

意味合いといたしましては、脱炭素事業で太陽光パネル施設の行政財産に屋根貸しをしている、あるいは駐車場にパネルを設置しているといったような事業を想定したものでございます。

説明は以上です。

○議長（小澤 仁君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。4番、近 敬志さん。

○4番（近 敬志君） 4番、近です。施行日が1年前、令和6年の4月1日から適用ということな
のですけれども、今の脱炭素の建物ですよね。この施行日、遡る以降からそういう貸付けなり無償
の貸付けが始まるからここまで遡るという意味なのでしょうか。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。政策監。

○政策監兼総務課長（野本 誠君） おっしゃるとおりでございまして、脱炭素事業を意識したもの
でございます。もしこの無償貸付けがありませんと電気代、貸している先、その第三セクターの会
社ですけれども、そこは村に対して電気代を請求する際に地代も貸付料も上乗せして請求すること
になると思います。ですので、村にとってはどちらがいいのかという議論の中で、あるいはP P A
事業の先進地を見たときにこういった方法を取っているところもあり、方法はいろいろあるのです
けれども、この条文を整理するのが一番適当であろうということで、整備をさせていただきたいと
いうことでございます。

○議長（小澤 仁君） これで答弁を終わります。

そのほか質疑ありませんか。10番、鈴木さん。

○10番（鈴木紀夫君） 10番、鈴木です。この脱炭素に関するパネルということで、それと土地貸し
が対象になるということですが、現在それ以外にも何かこう、貸しているところとか財産を貸して
いるような事案というのはあるのでしょうか。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。政策監。

○政策監兼総務課長（野本 誠君） ございません。

○議長（小澤 仁君） これで答弁を終わります。

そのほか質疑ありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤 仁君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第14号については、会議規則第39条第3項の規定により委員会
付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤 仁君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第14号については、委員会付託を省略します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤 仁君） 討論なしと認めます。

これより議案第14号を採決します。

お諮りします。本案について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小澤 仁君) ご異議なしと認めます。

したがって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

日程第15、議案第15号 関川村消防団の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例

○議長(小澤 仁君) 日程第15、議案第15号関川村消防団の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。村長。

○村長(加藤 弘君) 議案第15号は、関川村消防団の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例でございます。

これは、消防団員の処遇改善のため報酬額を引き上げるという条例の一部を改正するものでございます。

詳細は政策監に説明させます。

○議長(小澤 仁君) 政策監。

○政策監兼総務課長(野本 誠君) 説明をさせていただきます。

新旧対照表の改正後の方をご覧いただきたいと思います。消防団の区分がございまして、下から2つ目に団員がございまして。一般の消防団員でございますが、この報酬額を年額3万6,500円ということで、1万2,400円引き上げるという改正でございます。

この金額につきましては、消防庁の長官通知で基準額が示されております。この金額が3万6,500円であります。あるいは、近隣市の状況を見て今回改正するものでございます。

説明は以上です。

○議長(小澤 仁君) これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。3番、川崎さん。

○3番(川崎哲也君) 3番、川崎です。すみません。今回の報酬アップは一般団員だけなのは、何か理由があるのでしょうか。

○議長(小澤 仁君) 答弁を求めます。政策監。

○政策監兼総務課長(野本 誠君) 今回の見直しに当たりましては、ほかの団長以下全て検討したのですけれども、近隣市と比べてそう大きな違いはございませんでした。多い少ないは凸凹あるのですけれども、大きな違いはございませんで、団員についてこのたび引き上げるという結論に達し

ました。

○議長（小澤 仁君） これで答弁を終わります。

そのほか質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤 仁君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第15号については、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤 仁君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第15号については、委員会付託を省略します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤 仁君） 討論なしと認めます。

これより議案第15号を採決します。

お諮りします。本案について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤 仁君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

日程第16、議案第16号 関川村公共下水道条例の一部を改正する条例

日程第17、議案第17号 関川村農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例

日程第18、議案第18号 関川村簡易水道事業条例の一部を改正する条例

○議長（小澤 仁君） 日程第16、議案第16号関川村公共下水道条例の一部を改正する条例から日程第18、議案第18号関川村簡易水道事業条例の一部を改正する条例まで、以上3件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。村長。

○村長（加藤 弘君） 議案第16号関川村公共下水道条例の一部を改正する条例から議案第18号関川村簡易水道事業条例の一部を改正する条例の3議案は、いずれも料金引き上げの改定でございます。

水道料金、下水道使用料金につきましては、長年据え置いてまいりましたが、人口減少などによって料金収入が減少している一方で、施設の老朽化や耐震化に向けた適切な更新を行う必要があることから料金の改定をお願いするものであります。

詳細につきまして、建設課長に説明をさせます。

○議長（小澤 仁君） 建設課長。

○建設課長（富樫吉栄君） それでは、一括審議いただく議案第16号から議案第18号までは、水道、下水道料金の改定に伴うものでございます。

それでは、初めに議案第16号関川村公共下水道条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

このたびの改正の主な内容は、別表2で定めます公共下水道使用料の改定を行うものでございます。それぞれの水量区分に応じて、右の改正前の表を左の改正後の表に改めるものでございます。

施行日につきましては、附則で、この条例は令和7年10月1日から施行するということとしております。

次に、議案第17号関川村農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例について説明いたします。

この条例につきましても、使用料の変更を行うための改正であります。2ページ目に記載した別表1のとおり、公共下水道と同じ料金の改定内容となっております。

また、施行日についても同じく令和7年10月1日となっております。

最後に議案第18号関川村簡易水道事業条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

こちら料金の改定に伴う改定でございますけれども、これまでメーター器の口径や使用料で水道料金の単価が変化しない単純均一制を採用して料金の計算をしておりましたけれども、メーター器の口径や使用水量によって料金の単価が変化する口径別従量料金制に変更するものとなっております。

施行日についても、附則で令和7年10月1日となっております。

説明は以上です。

○議長（小澤 仁君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

初めに、議案第16号の質疑を許可します。質疑はありますか。2番、加藤つや子さん。

○2番（加藤つや子君） 2番、加藤です。下水道の方は休止料金は発生しないのでしょうか。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。建設課長。

○建設課長（富樫吉栄君） 水道の方につきましてはメーター器とか、休止をしている休んでいる状態であっても料金が何かしらかかってくるのですけれども、公共下水道の下水道事業の方につきましては、特にそういった経費がかからないものですから、休止料金は頂いておりません。

○議長（小澤 仁君） 繰り返しになりますが、初めに議案第16号の質疑を許可します。質疑はありますか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤 仁君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第17号の質疑を許可します。質疑はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤 仁君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第18号の質疑を許可します。質疑はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤 仁君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっています議案第16号から議案第18号については、所管の産業建設常任委員会に会議規則第39条第1項の規定により付託します。

日程第19、議案第19号 関川村ホームヘルパー派遣に伴う費用徴収条例を廃止する条例

○議長（小澤 仁君） 日程第19、議案第19号関川村ホームヘルパー派遣に伴う費用徴収条例を廃止する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。村長。

○村長（加藤 弘君） 議案第19号は、関川村ホームヘルパー派遣に伴う費用徴収条例を廃止する条例でございます。

これは、既に提供していない介護サービスのため、条例を廃止するものでございます。

詳細は健康福祉課参事に説明させます。

○議長（小澤 仁君） 健康福祉課、佐藤参事。

○健康福祉課参事（佐藤恵子君） 議案第19号関川村ホームヘルパー派遣に伴う費用徴収条例を廃止する条例について説明させていただきます。

この条例は、平成7年6月1日施行された条例ですが、現在、提供していないサービスであるため廃止するものです。なお、現在は同様のサービスを軽度生活支援サービス実施要綱で定めるサービスで対応しています。

説明は以上です。

○議長（小澤 仁君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。2番、加藤つや子さん。

○2番（加藤つや子君） 2番、加藤です。すみません、いつからサービスを提供していないのか教えてください。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。佐藤参事。

○健康福祉課参事（佐藤恵子君） 詳細が不明な点がありますが、少なくとも平成18年からは利用されていないサービスとなっております。

説明は以上です。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。2番、加藤つや子さん。

○2番（加藤つや子君） かなりの日数がたっておりますが、その間の見直しはなぜなかったのでしょうか。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。佐藤参事。

○健康福祉課参事（佐藤恵子君） 今回、議案の整理をし確認をしていたところこの条例が残っていることに気がつきました。今後このようなことがないように気をつけたいと思います。

以上です。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。

そのほか質疑ありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤 仁君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第19号については、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤 仁君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第19号については、委員会付託を省略します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤 仁君） 討論なしと認めます。

これより議案第19号を採決します。

お諮りします。本案について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤 仁君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

日程第20、議案第20号 過疎地域持続的発展計画の変更について

○議長（小澤 仁君） 日程第20、議案第20号過疎地域持続的発展計画の変更についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。村長。

○村長（加藤 弘君） 議案第20号は、過疎地域持続的発展計画の変更についてでございます。

これは、令和3年度に策定した当該計画の一部を変更・追加するものです。当該計画については、

既に新潟県との変更協議を終え、村議会の議決を求めるもので、議決いただき次第、総務大臣に提出することになっております。

具体的な内容は地域政策課長に説明させます。

○議長（小澤 仁君） 地域政策課長。

○地域政策課長（米野哲弘君） それでは、過疎地域持続的発展計画の変更について説明させていただきます。

1 ページ目、ご覧ください。

4 番、地域における情報化につきまして、テレビ共同受信施設光化改修事業を追加するものとなっております。具体的には、湯沢地区での事業となります。

続いて、2 ページ目をご覧ください。

4、交通施設の整備、交通手段の確保についてでございますが、村道七ヶ谷郷75号線を加えるものとなっております。

内容としましては、上川口集落内の消雪パイプ更新工事におきまして、75号線でも更新が必要な箇所があり、追加するものとなっております。

3 ページ目をご覧ください。

5、生活環境の整備につきまして、こちらの方につきましては、事業名称の字句の一部変更となります。

4 ページ目をご覧ください。

8、教育の振興につきまして、新たに給食調理場備品購入事業を追加するものとなっております。内容としましては、現在、村共同調理場で使用している電気式スチームコンベクションオーブンの経年劣化に伴い更新するものとなっております。

5 ページ目をご覧ください。

再生可能エネルギーの利用の推進についてでございますが、事業主体に地域新電力会社を加えるものです。

内容としましては、せきかわふるさとエネルギー株式会社が、村に代わって発電事業を進める事業主体となり計画を進めるため、新たに追加するものであります。

説明は以上です。

○議長（小澤 仁君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。2 番、加藤つや子さん。

○2 番（加藤つや子君） 3 ページ目の下水道管路施設更新事業のところなのですが、施設と設備の違いなのですが、ちょっと教えていただきたいと思います。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。建設課長。

○建設課長（富樫吉栄君） ただいまのご質問でございますけれども、施設と設備につきまして、あまり変わりはないんじゃないかというところだと思いますけれども、設備ですと、ポンプ等、機械や機器、そういったものの意味合いが強くなりますけれども、今回、施設としたのは、管路の更新も考えていくというところで、そういう意味合いで施設という表現に改めるものでございます。

○議長（小澤 仁君） これで答弁を終わります。

そのほか質疑ありませんか。3番、川崎哲也さん。

○3番（川崎哲也君） 3番、川崎です。1ページのテレビ共同受信組合、すみません。これ、何ですか。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。地域政策課長。

○地域政策課長（米野哲弘君） 具体的な事業内容としましては、まずケーブルの光化改修、それから受信点の場所の移転になります。

以上です。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。

そのほか質疑ありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤 仁君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第20号については、所管の総務厚生常任委員会へ会議規則第39条第1項の規定により付託します。

日程第21、議案第21号 女川東部辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について

日程第22、議案第22号 朴坂辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について

日程第23、議案第23号 桂辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について

日程第24、議案第24号 霧出南部辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について

日程第25、議案第25号 七ヶ谷南部辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について

日程第26、議案第26号 片貝辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について

日程第27、議案第27号 金丸辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について

○議長（小澤 仁君） 日程第21、議案第21号女川東部辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定についてから日程第27、議案第27号金丸辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定についてまで、以上7件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。村長。

○村長（加藤 弘君） 議案第21号から議案第27号の7議案は、辺地にかかる公共的施設の総合整備計画の策定についてでございます。

村内には7地区が法に基づく辺地となっております。これらの議案は、それぞれの辺地について3か年の整備計画を策定するものでございます。既に新潟県と協議が進んでおり、議会の議決を求めるものでございます。

具体的な内容は、政策監に説明をさせます。

○議長（小澤 仁君） 政策監。

○政策監兼総務課長（野本 誠君） それでは、説明をさせていただきます。

ただいま村長が説明したとおり、辺地の計画に基づきまして当村には7つの地区が辺地となっております。これは3年ごとに計画更新となっておりますのでこの6年度末で現在の計画が終わりま

すので、新たな計画を定めて、議会にお諮りするということでございます。

議案第21号は、女川地区の計画でございますが、計画の2ページ目をご覧いただきたいと思いま

す。具体的には、女川のこの整備計画でございますが、消火栓、合併処理浄化槽、テレビ難視聴の対策、消雪パイプの更新、舗装補修工事ということで、整備計画を掲載してございます。

以下、各地区も同様の計画を策定しているということでございます。

説明は以上です。

○議長（小澤 仁君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

初めに、議案第21号の質疑を許可します。質疑はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤 仁君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第22号の質疑を許可します。質疑はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤 仁君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第23号の質疑を許可します。質疑はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤 仁君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第24号の質疑を許可します。質疑はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤 仁君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第25号の質疑を許可します。質疑はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤 仁君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第26号の質疑を許可します。質疑はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤 仁君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第27号の質疑を許可します。質疑はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤 仁君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっています議案第21号から議案第27号まで、以上7件は、所管の産業建設常任委員会へ会議規則第39条第1項の規定により付託します。

日程第28、議案第28号 村道路線の変更について

○議長（小澤 仁君） 日程第28、議案第28号村道路線の変更についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。村長。

○村長（加藤 弘君） 議案第28号は、村道路線の変更についてでございます。

これは、女川地区のほ場整備事業に伴い、村道路線の変更を行うものであります。

具体的な内容は建設課長に説明させます。

○議長（小澤 仁君） 建設課長。

○建設課長（富樫吉栄君） それでは、議案第28号村道路線の変更についてご説明いたします。

議案に添付の位置図をご覧ください。

当該路線につきましては、上野新地内上野新の駐在所の国道を挟んで向かいに位置しております。一般国道290号線との接続部分、村道女川郷169号線の起点位置の変更を行うものでございます。

図面上では、丸が起点で矢印が終点というような形で表現となっております。また、上側の少し濃い色の破線のものが変更前、下側の少し色が薄くなっているもの、実線のものが変更後となります。

変更の理由といたしましては、現在、新潟県が行っておりますほ場整備事業の実施に伴いまして、当該路線の起点部分において法線を変更する必要が生じたため、起点の位置を国道から45.2メートル移動するものでございます。このことによりまして、村道女川郷169号線は、総延長が45.2メートル減少しまして、604.8メートルから559.6メートルとなるという路線の変更でございます。

説明は以上です。

○議長（小澤 仁君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。10番、鈴木さん。

○10番（鈴木紀夫君） 10番、鈴木です。この変更の地図を見ますと、上野新の駐在所のところが少し外れる、村道から外れるということですが、ここは通行できなくなるということですか。

○議長（小澤 仁君） 駐在所のところじゃないですよ。一般国道290号線を挟んで向かいです。
その話ですよ、はい。

答弁を求めます。建設課長。

○建設課長（富樫吉栄君） ここは、ほ場整備事業で、今の場所については、将来的に通行できなくなりますけれども、現在はまだ通行できます。ほ場整備事業によって法線をちょっと振るんですね。旧女川の庁舎跡地の方に振るのですけれども、そちらの方で今度は通行できるようになると。ほ場整備後ですね、通行できるようになるということでございます。

以上です。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。

そのほか質疑ありませんか。10番、鈴木さん。

○10番（鈴木紀夫君） では、ほ場整備完了後、この290号線からこの村道には、村道女川郷169号線にはずっと入っていけるということによろしいでしょうか。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。建設課長。

○建設課長（富樫吉栄君） 今の169号線に入っていけるような形で接続はされております。ただ、ほ場整備で、本換地の時期が令和9年度ぐらいを予定しておりますけれども、その時点で村道になるか、農道になるか、そういったものは、管理の方法についてはまた別に検討していくことになります。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。

そのほか質疑はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤 仁君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第28号については、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤 仁君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第28号については、委員会付託を省略します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤 仁君） 討論なしと認めます。

これより議案第28号を採決します。

お諮りします。本案について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤 仁君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

日程第29、議案第29号 令和6年度関川村一般会計補正予算（第13号）

○議長（小澤 仁君） 日程第29、議案第29号令和6年度関川村一般会計補正予算（第13号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。村長。

○村長（加藤 弘君） 議案第29号は、令和6年度関川村一般会計補正予算（第13号）で、決算を見通した内容で編成をしたものでございます。

具体的な内容は政策監に説明させます。

○議長（小澤 仁君） 政策監。

○政策監兼総務課長（野本 誠君） それでは、一般会計補正予算（第13号）を説明させていただきます。

第1条が歳入歳出予算の補正です。5億9,330万円を減額し、予算総額59億8,780万円とする。

第2条が繰越明許費、第3条、債務負担行為、第4条が地方債の補正でございます。

8ページをお開き願います。

第2表繰越明許費ということで、令和7年度に繰越しをさせていただく事業の一覧でございます。上から順番に説明させていただきます。

総務費の一般管理費29万円、調停対応の弁護士の委託料でございます。村有財産の管理費630万円、これは脱炭素推進センターの外壁の補修工事であります。それから、その下の脱炭素推進事業費7,629万3,000円、先行地域づくりの補助金であります。戸籍住民基本台帳事務費394万9,000円、戸籍に振り仮名を振る事業であります。価格高騰緊急支援給付金事業費398万3,000円、低所得世帯に対する給付金の事業です。通園バス運行事業費508万6,000円、園児バスの購入に係る経費であります。農業農村整備事業費2,500万円、鮎谷のため池調査の関係であります。県営土地改良事業負担金1,147万円、女川のは場整備の関係であります。林業振興費、岩船木育推進事業の負担金です。林道整備事業費1,574万2,000円、蛇喰中束線の復旧工事です。道の駅周辺整備事業費120万円、コンビニ誘致に係る経費であります。道路橋りょう維持費1,300万円、橋梁長寿命化点検委託です。文化財保護費、村史の追補版印刷製本費であります。現年発生災害復旧事業費5,520万円、中束の関係でございます。

続いて、9ページ、お開き願います。

第3表債務負担行為であります。防災無線戸別受信機更新工事費及び施工管理委託料として、令和7年度、3億6,450万円。この金額は新年度予算に計上させていただいておりますが、令和6年

度内に入札手続等を行えるように債務負担行為を設定させていただきたいというものでございます。

それから、第4表が地方債の補正でございます。変更ということで、社会福祉債が380万円増額させるということで、生活支援事業でございます。農業債が1,110万円のプラスでありまして、女川ほ場整備、新堀用水の関係であります。それから、林業債が130万円の増、林地崩壊対策であります。河川債が200万円の増ということで、急傾斜地崩壊防止対策事業であります。災害復旧事業債につきましては1,350万円の増ということで、中束とそれから令和4年債の繰越分ということであります。

11ページ、お願いいたします。

歳入でございます。

決算を見越した補正でございます。

主なものを説明させていただきますが、12ページ、17款寄附金でございます。企業版ふるさと納税指定寄附金45万円、新潟デックさんから20万円、日本海車両さんから25万円、それぞれご寄附を頂いたものであります。

それから、13ページ、お願いいたします。

20款の諸収入については、市町村振興宝くじ等交付金523万3,000円でございます。

それから、次のページの21款村債については、実績の見込みに伴いまして、増額、減額のそれぞれの補正をさせていただいたということでございます。

15ページから歳出でございます。

こちらの方も決算を見越した補正でございまして、減額がほとんどでございますが、一部増額させていただくものもございます。その辺を中心に説明させていただきます。

2款総務費1項総務管理費でパソコン購入で2台分、55万円であります。それから、データ転送サービス利用料が11万円、それから地域振興費の手数料は、ふるさと納税の寄附額の増額に伴うもので10万円です。

それから、次のページ、3款民生費1項社会福祉費です。後期高齢者医療広域連合負担金100万円、精算見込みによる増ということであります。

17ページ、お願いいたします。

2項の児童福祉費です。ことばとこころの相談室運営委託料20万円の増ということです。

4款衛生費1項保健衛生費、時間外急患診療業務委託料20万円の増、それから、健康増進事業費につきましては、国・県への精算返還金で3万9,000円と15万5,000円です。

それから、次のページに行きまして、予防費でも返還金がございます。29万3,000円と40万9,000円であります。そして、子育て世帯包括支援センターの事業費でも返還金で9万7,000円です。斎場の運営費委託料については、精算で6万6,000円の増ということでございます。

19ページは、清掃費です。し尿処理運営委託料198万9,000円の増であります。

それから、5款農林水産業費1項農業費です。県営土地改良事業負担金ということで、2つございます。県営の経営体育成基盤整備事業負担金、女川ほ場整備の関係で850万円、10%の負担でございます。それから、地域防災減災事業負担金、新堀用水路の整備で297万円、11%の負担でございます。

それから、7款土木費です。3項の河川費、県の負担金で急傾斜地崩壊防止工事負担金、県補正に対応するものでございまして、200万円、20%の負担ということであります。

21ページ、9款教育費です。理科教育センター運営委託料2万1,000円、それから、4項の社会教育費で、図書館ネットワーク運営委託料、視聴覚ライブラリー運営委託料、60万9,000円、3,000円のそれぞれの増ということです。歴史文化財調査委員報酬16万円については、村史の追補編の作業を進めております。委員会の回数が増えていることから補正するものであります。

5項の保健体育費です。修繕料で23万1,000円、給食の共同調理場のガス給湯器の修繕でございます。

それから、23ページ、予備費でございますけれども、1億1,642万9,000円、これにつきましては、令和4年の災害の関係でございまして、支出の予算については措置済みであり、支払いも終了してございます。しかし、その財源がこのたびの補正に歳入に計上しております。この歳入に伴う歳出として見合う金額をここに計上させていただいたということで、財政上の処理でございますので、ご理解いただきたいと思います。なお、決算ベースではこの予備費を使うことはなくゼロで決算されます。

説明は以上でございます。

○議長（小澤 仁君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。9番、平田さん。

○9番（平田 広君） 9番、平田です。まず、15ページ、中間の地域おこし協力隊委託料、マイナスの1,100万円ですけれども、4人分ぐらいの年収に当たるのかな。当初募集したけれども、来なかったというような格好なのですか。申込みがなかったという状況ですか。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。地域政策課長。

○地域政策課長（米野哲弘君） こちらにつきましては、まず渡邊邸の方で木羽ぶき屋根の修繕の後継者育成ということで、1人募集をかけておりましたが、採用はありませんでした。また、渡邊邸ではもう1人、イベント企画をメインに1人採用したのですが、任期途中での退任となっております。

あと、女川ハムの後継者の分も含まれておるのですが、女川ハムの後継者につきましては、先ほども答弁したように、応募はあったのですが、具体的な面接がこれから、採用するとなると令和7

年度に入ってから採用となりますので、今回減額とさせていただきました。

また、この1,100万円の金額には、人件費だけではなくて、消耗品費、あと車の借上料、パソコンリース料、あとはネットの使用料、あと備品購入費等も含まれております。

以上です。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。

そのほか質疑ありませんか。7番、高橋正之さん。

○7番（高橋正之君） 19ページ、5款7目の女川の整備事業と新堀、これの予算なのですけれども、これ、いつ頃までかかる予定ですか。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。農林課長。

○農林課長（渡邊隆久君） 女川のは場整備については、一応今の計画では令和8年度までの実施と考えているところであります。新堀についても、すみません。ちょっと詳しくは把握していないのですが、8年、9年というふうになると思います。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。7番、高橋正之さん。

○7番（高橋正之君） 7款2目工事請負費なのですけれども、8,000万の減額なのですけれども、これは、減額ということは過大積算だったのかどうなのか、ちょっと詳細を説明をお願いします。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。建設課長。

○建設課長（富樫吉栄君） ただいまの件でございますけれども、こちらの方は、具体的には鮎谷の橋梁の修繕工事になっております。そちらの方で1億3,000万円ほど予定しておりました。しかし、国の方からの補助金の内示額が減額されまして、そのことから、いろいろとコンクリートのひび割れなどそういったものを全部直していくという修繕工事なのですけれども、その中でグラウト注入といった、PC鋼材が束になって橋桁に緊張を掛けているというか、持たせているものがあるのですけれども、それが8,000万ほどかかる予定でした。そちらの施工を見送って5,000万円ほどの工事費を抑えたというような内容でございます。なので、過大積算とかそういったものがあつたのではなくて、工事を減らしたというような内容でございます。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。7番、高橋正之さん。

○7番（高橋正之君） ありがとうございます。それでは、最初からその積算ができたのだけれども、本来の1億3,000万円の設計の方が正しい設計だったということなのではないかな。

○議長（小澤 仁君） すみません。答弁を求める前に

時間が来ましたが、この日程が終了するまで時間を延長したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤 仁君） ご異議なしと認めます。

それでは、答弁をお願いします。建設課長。

○建設課長（富樫吉栄君） 説明が申し訳ございません。全体工事としては1億3,000万円かかるという工事でございます。その中から1つの工種を除いて減額したというようなことでございます。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。9番、平田 広さん。

○9番（平田 広君） 9番、平田です。私も高橋さんと同じ質問をするつもりだったのですが、内容が分かりました。

もう1点、教えてください。9ページの債務負担行為の関係ですけれども、防災無線戸別受信機更新工事費、これは3億6,450万円上がっていますけれども、これで全額なのですか。総事業費、全部できる。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。政策監。

○政策監兼総務課長（野本 誠君） この3億6,450万円は2つございまして、工事費が3億3,000万円、それから施工管理委託料として3,450万円、合わせた金額でございます。

○議長（小澤 仁君） 3番、川崎さん。

○3番（川崎哲也君） 3番、川崎です。17ページ、お願いします。

4款衛生費3目予防費、説明10番、感染予防費1,450万円減と大きな額なのですが、この減額の理由を教えてください。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長（渡邊浩一君） こちらにつきましては、新型コロナワクチンの定期接種の委託料でございます。当初、1,300人接種するということで、令和5年度の65歳以上の接種の実績を基に予算計上を行いましたけれども、1月末現在で441人の接種実績でございまして、接種予定から見ると大幅減となっておりますので、それに合わせた委託料の減となっております。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。2番、加藤つや子さん。

○2番（加藤つや子君） 17ページ、1目なのですが、ことばとこころの相談室運営委託料なのですが、20万円増となっておりますけれども、これ、年間の委託で契約しているわけではないのでしょうか。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長（渡邊浩一君） 年間というわけではございまして、実際にそちらの方を利用する人数も考慮されているというところでございます。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。4番、近 敬志さん。

○4番（近 敬志君） 4番、近です。15ページ、一番上、2款1目、一般管理費なのですが、パソコン2台購入になっていますけれども、これはリースじゃなくて買い取るということでしょうか。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。政策監。

○政策監兼総務課長（野本 誠君） はい、買取りでございます。

○議長（小澤 仁君） 4番、近 敬志さん。

○4番（近 敬志君） これ、具体的な使い道というのは何でしょうか。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。政策監。

○政策監兼総務課長（野本 誠君） 今、企業人ということで外部人材を招き入れたいということで、2名、来年度、今調整しております。その方のパソコンということを想定してございます。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。

そのほか質疑ありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤 仁君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第29号については、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤 仁君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第29号については委員会付託を省略します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤 仁君） 討論なしと認めます。

これより議案第29号を採決します。

お諮りします。本案について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤 仁君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

○議長（小澤 仁君） お諮りします。本日の会議はこれで延会にしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤 仁君） ご異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

明日、午前10時から会議を開きます。大変お疲れさまでした。

午後4時06分 延 会

地方自治法第 1 2 3 号第 2 項の規定によりここに署名する。

令和 年 月 日

関川村議会議長

議 員

議 員